

## 平成26年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年3月7日（第2日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
土木管理課長	小川豊年	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	北川勝己
生涯学習課長	本山隆也	農業委員会事務局長	大串玲子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	溝口誠	4番	大串武次
----	-----	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝口 誠議員

1. 消防団支援法について
2. 成人用肺炎球菌ワクチン定期接種化について
3. みなし寡婦控除導入について
4. 地域包括ケアシステムについて

2. 川崎一平議員

1. 防災放送、行政放送伝達拡充のための考えは
2. 道路使用上、安全のための補修、街灯の整備について

3. 久原久男議員

1. 心豊かな人間育成のための学校教育について
2. 農政改革について
3. 新明の住宅前の道路（農道）の町道格上げについて

4. 内野さよ子議員

1. 土砂などの埋め立て等に関する条例策定について
2. 農地・水・環境保全活動事業について
3. 須古高城の調査状況について

日程第3 追加議案の上程（提案理由等の説明）

議案第27号 財産の取得について

---

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名いたします。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。  
本日の通告者は4名であります。  
通告順に従い、順次発言を許します。溝口誠議員。

### ○溝口 誠議員

おはようございます。  
公明党の溝口誠でございます。間もなく東日本大震災より3年目を迎えようとしております。一日も早い復興の加速を願います。本日は3月7日消防の日であります。  
まず第1点に、消防団支援法について伺います。  
平成25年12月13日に公布施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう消防団の装備の基準を改正する、2月7日本日公布であります今回の支援法の概要について説明をお願いいたします。

### ○百武和義総務課長

今回の支援法の概要について御質問でございます。  
消防団を中核とした地域防災力の充実と強化に関する法律、いわゆる消防団支援法につきましては消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、先ほど議員おっしゃったように昨年12月に議員立法により成立、施行をされております。  
基本的な施策としましては、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替制のない存在と規定をされておまして、主な内容といたしましては、まず消防団への加入促進として、意識の啓発、公務員と消防団との兼職に関する特例、事業者、大学等の協力がうたわれております。  
次に、消防団の活動の充実のための施策として、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、相互応援の充実、消防団員の教育訓練の改善、標準化、資格制度の創設がうたわれております。また、地域における防災体制の強化として市町村等による防災に関する指導者の確保、要請、資質の向上、必要な資機材等の確保、自主防災組織等の教育訓練において消防団員が指導的役割を担う趣旨の市町村の措置、自主防災組織等に対する援助、学校教育や社会教育における防災学習の振興などがうたわれております。  
以上のように消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めたものということになっております。

以上です。

## ○溝口 誠議員

消防団の処遇改善ということで、もう長年の念願でありましたけれども、この支援法ができて、1つが消防団員の退職報償金の引き上げ、全階級一律5万円アップということになりました。そしてまた、消防団の装備及び教育訓練の充実、これもかなりの面で充実をしております。あと、消防団の皆さんの団員報酬及び出動手当について当町ではいかがなっていますでしょうか。

## ○百武和義総務課長

溝口議員のほうから資料要求があつておりましたけれども、これを使って御説明をさせていただきますと思います。

消防団員報酬と出動手当の金額ということで表にまとめております。まず、団員報酬額、これは年間の額でございますけれども、交付税算入と比較して表をつくっております。交付税算定額につきましては人口10万人当たり563人の消防団員で算定がしてあります。これは白石町で換算した場合、白石が2万5,000人程度おりますけれども、この白石町の人口で換算した場合には195人分が算定をされているということになります。

まず、交付税算定額での団長から団員までの年間の報酬額が交付税では団長で8万2,500円、副団長で6万9,000円、分団長で5万500円、副分団長で4万5,500円、部長、班長で3万7,000円、団員で3万6,500円ということになっております。その先ほど言いました563人の団員ということで、団員数が算定をしております、その内訳がここで書いている団員数ということで下の合計が563人ということになっております。

②が白石町の年間の報酬額でございます。団長で17万1,000円、副団長で11万1,000円、分団長で7万6,000円、副分団長で5万8,000円、部長で4万7,000円、副部長で2万9,000円、班長で2万円、団員で1万5,000円、団員数については平成25年4月1日現在の団員数をここにあらわしております、合計で1,180人ということになります。

比率①分の②ということでの比率を書いておりますけれども、これは単純に交付税算定上の単価を白石町の年間報酬で割った比率でございます。これを見ますと、部長以上は100%を超えるということで交付税の単価以上にはなっております。ただ、副部長以下は交付税の算定の単価よりも低い額ということになっております。

次に、出動手当につきましては、1回の出動当たり本町は1人当たり1,000円を支払っております。平成24年度の実績が団員数が平成24年4月1日現在では1,191人でしたが、この団員1,191人に対して1,100万9,000円を支払っております。先ほど言いましたように1人当たり1,000円ですので、延べ1万1,009人の出動ということになりまして、1人当たり平均9.2回の出動ということで9,200円の支出になっております。

最後に、報酬及び出動手当の比率ということで書いておりますけれども、これ平成24年度の数字でございますが、一番上のほうに米印で交付税算定基礎を白石町の規模に直した場合、白石町人口2万5,086人であるが、算出補正係数等を掛け3万4,569名となり、34.5%となるというふうに書いておりますが、これは先ほど言いましたよう

に交付税は10万人当たりということで標準を定めてありますので、これに対して白石町の人口で補正係数等を掛ければ34.5%の算入ということになるということでございます。そういったことで報酬につきましては、①の交付税算定額、これが10万人当たり2,101万8,000円、これに対する白石町の規模で算出と書いてありますけども、白石町に算定されている額ということになれば725万1,000円ということになります。平成24年度の白石町の実支出額については2,210万6,000円ということで、交付税算定額②に対しまして実際支出している③は305%ということで、町の一般財源を継ぎ足しているということになっております。出動手当についても先ほど説明したとおりでございます。比率については138%ということで、これについても交付税算定額よりも町の一般財源を継ぎ足して支出をしているといった表になっておるところでございます。ということで、本町の消防団の報酬、出動手当については以上のとおりでございます。

#### ○溝口 誠議員

今回の消防団法ではこの報酬、出動手当にかかわる交付税措置額については据え置きということであります。そういうことで、この支援法ができて非常にこの退職金もふえましたけれども、この出動報酬、またこの団員報酬ですね。特に団員報酬に関しては先ほど言われましたように部長以下副部長、班長、団員に関しては非常に低いという比率でございます。ここら辺をもう少しやっぱし待遇をよくするということが上げていくことも大事ではないかなと思います。

また、出動手当に関しても1,000円ということでありますけども、本当にボランティアに近い形での消防団員の活動でございますので、そこら辺の報酬と、それから出動報酬、ここら辺の少し引き上げを御検討をできないものでしょうか。よろしく願います。

#### ○百武和義総務課長

団員の報酬、また出動手当について見直しができないのかという御質問でございます。

先ほど資料で御説明いたしましたように本町の団員報酬と、それから交付税算定基礎の単価を比較しますと、副部長以下が低いという状況になっております。ただ、部長以上は交付税基礎単価よりも高くなっております。また、先ほど説明しましたように報酬の支給総額では交付税措置額を上回って町の一般財源を投入している状況にあります。出動手当につきましても交付税算入額よりも多く支出している状況にあります。そしてまた、報酬や費用弁償については県内の近隣の市町と比較もしておりますけども、決して安いほうではございません。高いほうに位置していると思っております。そういったことから、今のところは報酬なり出動手当単価の増額というのは考えていないというところでございます。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

この団員報酬、そして出動報酬、本当に一番やっぱり消防団の幹部じゃなくて、やっぱり団員さんたちが一番大変だと思いますので、この辺少し手当てをしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、次ですけれども、非常に我が町では消防団員の団員はそんなに減っておりませんが、もう過去の昭和50年、60年代からすればもう半分を超している、全国で200万人がもう100万人を切ってもう95万人ぐらいになっているという団員不足ということでもあります。そういうことで、当町での団員確保の対策はいかがでしょうか。

### ○百武和義総務課長

消防団の団員確保についての御質問でございます。

先ほど議員おっしゃったように消防団員数については佐賀県内でもどこの町でもずっと減っている傾向でございます。また、白石町でも一旦平成19年には1,166人ということに減りましたが、平成21年と平成23年に1,199人にはなりました。それ以降、今現在ずっと減少傾向にございまして、平成25年4月1日現在では先ほど言いましたように1,180人ということになっております。そういったことで、消防団員の入団につきましては消防団各部や地元の協力を得て確保しているところでございますけれども、町の人口減少、また若者の流出等により団員確保に苦慮をしている状況にあります。そういったことで佐賀県のほうで県と県内市町が一緒になりまして、団員確保についての対策を平成24年度、これは平成25年2月になりますけれども、検討委員会を立ち上げまして検討をこれまでしてまいりました。確保対策の検討に当たりましては、まず団員の声を拾い上げて現状課題を整理するというところで、佐賀県の全消防団員へアンケート調査を実施して、また団員との意見交換会も実施をされたところでございます。このアンケートや意見交換会を通して改めてわかったことといたしますと、多くの地区で若手団員の確保が厳しい状況にあるということ、またその事情はさまざま、これさえあればという画一的な、また特効薬的な対策はなく、それぞれの事情、課題に応じた対策を粘り強く取り組んでいく必要があるということにございまして。そういったことで、県では平成26年度に団員確保のための対策事業費の予算計上を検討されるということに聞いております。この事業については、今のところ3カ年事業になるのではないかとこのように聞き及んでおりますけれども、町といたしましても県の事業等を活用しながら、消防団の装備品の充実、また消防団のPR活動、こういったものを行いながら消防団への入団促進に努めたいということに考えているところでございます。

以上です。

### ○溝口 誠議員

先ほど言われましたように県のほうでもこの消防団活性化事業というのが盛り込まれておりまして、平成26年から28年度、特に3項目あります、その一つが消防団員確保対策事業補助ということで約2,000万円県のほうで予算を立ててあります。これ補助率が2分の1ということにございまして約1,000万円ですね。県が支出をするということで、こういう事業もありますので、しっかり団員確保の対策をしていただきたい

と思います。また、団員の減少に歯どめをかけようと全国では高校生の1日体験入団や、そして団員OBに再入団を促すなどの事例も見られております。こういう支援法の成立で、この消防団のあり方が大きく見直されております。佐賀県の県庁の中においても消防分団を確保するという初めての試みがされております。そういうことで、当町でもしっかりこの団員確保の対策をお願いをしたいと思っております。

では続きまして、2点目の成人肺炎球菌ワクチンの定期接種化について伺いたいと思っております。

昨年6月議会一般質問に私は成人用肺炎球菌ワクチンの助成について伺いました。そのときの答弁は、国の施策を見ながら対応とのことでありましたけれども、ついに本年10月より定期接種化となりました。定期化への向けての対応はいかがでしょうか。

### ○堤 正久保健福祉課長

御質問にお答えをさせていただきます。

肺炎球菌性の肺炎につきましては、成人肺炎の25から40%を占める状況になっております。特に高齢者での重篤化が問題になっているところがございますが、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては1回の接種で23種類の型に対して免疫をつけることができると言われております。現在、90種類以上の肺炎球菌の形が報告をされていますが、この23種類の形で成人の肺炎球菌による感染症の80%以上がカバーできるのではないかとされております。御質問のように成人用の肺炎球菌の予防接種につきましては衆参両院の附帯決議で平成26年度は広く接種機会を提供する仕組みをとということで定期接種化をすることとなっているところがございます。

現在、国ではことしの10月より施行する方針でございますが、法律等改正については7月公布が予定をされている状況でございます。定期化に伴う対象者、回数等については県を通じて随時情報提供がっておりますが、まだ正式な決定ではなく、その対応についても今後検討をしていくことになると思っているところがございます。

また、定期接種化が10月より行われることとなりますことに対して、その接種に関しましては医療機関等々の調整もでございます。それと、武雄杵島管内の市町で今後協議を進めながら定期の接種化に向けて検討していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

### ○溝口 誠議員

実は私の知り合いで高齢の方でございました。お正月まで元気でありましたけれども、その後わずか2週間で肺炎で亡くなりました。その方は大病をなされて本当にかんでありましたけど、それを克服して本当に元気になられて、ますます長生きをされるかなと思っていまして、何と2週間でこの肺炎で亡くなってしまいました。本当にそういう意味では恐ろしい肺炎でございますので、何とか定期化接種化になればこれが1回約8,000円程度かかります。今のところでは、国の方針では3割を補助をすると。あと残り7割を自己負担するか、市町村が助成をするか、ここら辺が問題になってくると思いますが、この8,000円、約3割、残り大体5,500円ぐらいが自

己負担か町で助成をするかになります。どちらになるかですね。それでもまだ5,500円というのは高い接種料でございます。できれば3,000円から3,500円の助成をしていただければ何とか2,000円ぐらいで1回の注射ができる。これはインフルエンザが今1,200円でございます。で接種ができます。2,000円ぐらいで接種ができれば皆さんもいいのではないかなと思います。そういうことで、この定期接種化になれば町のほうでもこの助成を何割かしていただくような方向性でお願いできないでしょうか。

#### ○堤 正久保健福祉課長

定期接種化に向けて町の助成はということでございます。

議員の御質問にもありましたように国ではその成人用肺炎球菌ワクチンを高齢者インフルエンザと同様にその財源について3割相当を地方交付税で手当てをいたすB類疾病とする予定になっております。御質問もあってございましたように接種費用が7,000円から8,000円程度と言われているところでございます。現在、高齢者インフルエンザについても一部負担をお願いしているように自己負担が1,200円となっておりますが、成人用肺炎球菌のワクチン接種についても同様に考えておりますが、その額については今後検討を他市町とも協議をしながら検討をしてまいりたいと思っております。武雄杵島管内では2町が今単独で成人用球菌ワクチンの助成を行っているところでございますので、その辺も実施市町とも協議をしながら単価については決めていこうというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

よろしくお願いをしたいと思っております。これはまた定期接種化による年齢でありますけれども、国の方針では65歳から5年刻みということで65、70、75という、これは5年間効きますので、5年単位で定期化をするということでもありますけれども、実はその5年間のうち4年間は受けられないと。定期接種化になればですね。一番この肺炎になりやすいのは71、72、73、74、このくらいの年代の方が一番かかりやすいんです。だけど、今の国の方針では5年刻みですからその間は受けられないという、非常に何か定期化接種がなればものすごくいいですけども、その間受けられないということも肺炎にかかるということがあります。そこら辺の国の施策と今回町が助成をすれば、そこら辺の整合性というか、そのあいた4年間でどうカバーしていくかということもしっかり国の施策と相まって御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

接種の年齢についてということでございます。

議員の御質問の内容どおり26年度から平成30年度までの中で経過措置として各当該年度に5歳刻みでやっていくということになっております。26年度については101歳以上の方についても対象となっているところでございます。その節目の年齢に合わない方の接種について配慮ができないだろうかということでございます。今後、定期接

種化に向けての中でそのことについても検討しながらいきたいと思いますが、まだ詳細に国がどういうふうなことで出してくるのかというのがまだ確実なところがわかっておりませんので、そのようなところもあわせて今後見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それでは3点目に、みなし寡婦控除導入について伺いたいと思います。

寡婦控除の現状について御説明をお願いしたいと思います。

#### ○堤 正久保健福祉課長

寡婦控除の現況についてということでございます。

議員から資料要求がっておりますけれども、寡婦控除ということで未婚のひとり親家庭の対象者数ということでお手元に配付をさせていただいております。26年2月現在で27名の対象者がいらっしゃいます。みなし寡婦の問題については未婚のひとり親家庭について寡婦控除が適用されるとみなして保育料等を算定しているかというような御質問かと思っております。白石町においてはみなし適用を現在行っておりません。また、資料にお示ししているとおり27名の方がいらっしゃいますが、うち保育園を利用されている方が11名利用をされております。みなし寡婦控除を適用するとしてそういうふうに仮定をいたしまして保育料の再算定を行ってみましたが、保育料に変更がある方はいらっしゃいません。また、県下でもみなし寡婦控除をして保育料を算定している市町はございませんでした。

以上でございます。

#### ○溝口 誠議員

27名いらっしゃって11名が保育園に通園されているということでございます。昨年の9月4日に最高裁大法廷では結婚していない男女に生まれた非嫡出子、婚外子の遺産相続分を結婚した夫婦の子の2分の1とした民法の規定について法の下での平等を保障した憲法に違反するとの判決が出ました。そういう中で、本年1月には日本弁護士会からも非婚の母子家庭に寡婦控除のみなし適用をするよう要望するという要望書が総務大臣とか数カ所の自治体の長に提出されました。非常に非婚の母を合理的な理由なく差別することは憲法違反であると指摘しております。根本的には税制改正そのものが必要としながらも、まず自治体が寡婦控除が適用されているみなしとして、特に保育料に関しては対象者がいなかったとありますのと、あと町営住宅等ですね。そういうところにみなし控除導入ができないものかということでございます。そういうことでよろしくお願ひします。

#### ○小川豊年土木管理課長

町営住宅の入居の家賃の算定のための収入算定の場合にみなし寡婦控除ができない

かというような御質問でございますけれども、町営住宅の家賃の算定は公営住宅法によって決められておりまして、みなし寡婦控除を実施することはできないものと思っております。当町でもやっております。今、町営住宅の入居者の中にこれに該当する方が3名いらっしゃるようでございます。その方たちをみなし寡婦とみなして控除をした場合でも現在の家賃と最低家賃でございますので変わらないというような状況でございました。

以上です。

#### ○溝口 誠議員

わかりました。

次に、4点目でございますけれども、地域包括ケアシステムについて伺いたいと思います。

当白石町では65歳以上、75歳以上の高齢人口の推移と医療介護給付費の推移を簡単でよろしいので御説明お願いしたいと思います。

#### ○片渕敏久長寿社会課長

白石町の現在の介護の状況といたしますか、概要だけをお知らせをいたします。

白石町の現在の高齢化率がもう30%、65歳以上の人口が30%近くになってきております。人口が今2万5,000人程度ですので、その30%程度、約7,400人程度が65歳以上の高齢者ということになります。そして、そのうちの2割以上の方が介護認定を受けて今介護保険のサービスを受けていらっしゃいます。認定を受けた方全てじゃないんですが、認定を受けた方の8割程度が介護保険のサービスを利用をされております。

状況、ちょっと以上です。

#### ○溝口 誠議員

次期介護保険制度改正がされてあります。今素案が出されておりますけど、これにつきまして説明をお願いしたいと思います。

#### ○片渕敏久長寿社会課長

次期介護保険制度の改正の素案ということでございます。

この介護保険、次期の介護保険制度と申しますのは平成27年、来年が26年ですので、その次の年ということになります。27年度からの3年間の計画を示すものでございます。この介護保険制度の改正の内容に基づいて各保険者である市町村はそれぞれの介護保険事業計画を策定をするということになります。その大もとの部分につきましては、国の社会保障審議会の介護保険部会の中でいろんな議論を交え、その中で決めていかれることになっておりますが、こちらのほうで把握している中では12月までに54回の部会が開かれて検討をされたというふうに伺っております。今回のいろんな国のほうからとか県のほうから直接この改正内容についての情報というのはありませんが、いろんな資料とか、あるいはインターネットの情報とかで見ますと、今回の改正については大きく2点が示されております。1つは、地域包括ケアシステムの構築、

もう一つは介護保険に非常に大きな給付費が生じており、国、県、市町の負担、また利用者の負担、それと保険者の負担も大きくなってきているということで、この介護保険制度の維持可能性を探り、またそれを確保していくための方向を示すという、この2点が大きな改正点ということになっております。

また、その中でも具体的にはサービスの供給体制の見直し、また今問題になっております地域支援事業の見直しに合わせた予防給付の見直し、要支援の方の市町村事業への移行というような形で示されておりますが、そういう項目。あと、現在の在宅サービス、施設サービス等の見直し、それとこれからだんだんふえていくであろう要介護の方に対する介護人材の確保の問題とか、そういうものが示されております。また、介護保険制度の持続可能性の確保ということにつきましては、費用負担の見直し、実際利用者のほうの負担の見直しということも上げられているようでございます。また、従来は今後の3年間の介護保険事業計画の策定をする場合に5年程度の人口推移等の推計をする中で計画を策定しておりましたが、今回は特に2025年、団塊の世代の方が75歳になられる西暦2025年を見据えた推計をする中で事業計画を立てるといったことが示されているようでございます。

#### ○溝口 誠議員

一昨年、政府のほうで3党合意ということで社会保障と税の一体改革ということで決定いたしまして、持続可能な社会保障制度を構築するというところで、1つは税に関しては消費税アップということで、消費税に関してはことし4月から3%上がりまして、あとその財源を全て社会保障制度に使うということでして、1つが子ども・子育てに0.7兆円程度、そして医療、介護に1.5兆円程度、それから年金に関しては現制度の中で0.6兆円ということであります。特に医療、介護にこの消費税分を導入するというものであります。先ほど言われましたように75歳以上の高齢者、2015年には全国で1,646万人、13%でありますけれども、これが2025年、約10年後には2,179万人、18.1%という、非常にこの高齢化になってまいります。そういうことで、非常に先ほど言いました介護に関しても費用が非常にかさんでくるということで、もう今までの制度ではもうやっていけないということでもあります。そういうことで、今回この介護保険制度改正になりました。特に地域包括ケアシステム、これはちょうど団塊の世代が本年からちょうど65歳、25年にはちょうど75歳という一番ピークになります。このときにこの医療、介護、予防、住まい、生活支援、これが今まではどっちかといえば医療は医療、介護は介護、予防は予防、住まいは住まい、生活支援は生活支援という個々の政策でありましたけれども、これではもうもたないということで、もう一括してこれを包括して地域で、それもまた地域も巻き込んで医療も巻き込んで地域も巻き込んで、この地域包括ケアシステムの構築を実現するというものであります。そういうことで、この地域包括ケアシステムは保険者である市町や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げるということでございます。当町の今後の取り組みについて伺いたいと思います。

#### ○片渕敏久長寿社会課長

今回の介護保険制度の改正の中でも大きな2本の柱の中で具体的に示されてまいりました地域包括ケアシステム、この件については先ほど議員のほうからも説明をいただきましたが、高齢者を取り巻く住環境とか、あるいはそれを支える医療、介護、また生活の支援というようなものを包括的に地域の中で高齢者を支えていく仕組みをつくらうというのがこの大きな趣旨であります。先日もある民放のほうで在宅医療のお話があっておりました。2030年問題ということで番組のほうは構成をされておりましたが、やはりたくさん医療あるいは介護を受ける方が多くなってきてふえて、今の現在の施設では受け入れができなくなると。在宅のほうで地域で見守ることが非常に重要になってくるというような内容の番組であったと思います。その先進的な取り組みということで紹介もされておりましたが、私どもの白石の中では特に高齢者を支える中では医療、それと介護、こういうところのまずは連携が必要じゃないかというふうに思っております。それと、その下支えとしていろんな今私どものほうに特に地域包括支援センターのほうには問題を抱えた事例が民生委員さんとか、あるいは地域の代表の方とか御近所の方から上がってまいります。それを今介護の関係者とか、家族の方とかを交えた話をしております。具体的な個別のケア会議というものをやっておるわけですが、これをする中で白石町の場合にはこういう例えば認知症の方ですぐ外のほうに出ていってしまっ、あとそれを見守る方がいないのが白石町の場合の特徴だとか、あるいはごみ出しをする場合にその協力をしてもらえないのがこの町の特徴だとかという、そういういろんなケースを集めて、まずはそういう白石町にはこういうものが不足していると。それに対応するためにはどうすればいいかと、そういうことをまず取り組んで見つけ出し、それに対する対応策をとっていくというのが大事になってくると思います。町のほうでも医療、介護につきましては一昨年から医療、介護関係者の連絡会というのを開きまして、年に2回、3回、研修会、あるいは交流会を開催をいたしまして、医療の関係者の方、看護師さん、医師の先生方、それと介護の関係者の顔の見える関係をつくりたいということで既に取り組んでおりますが、この地域包括ケアというのは非常に大きな問題で、まだどこから取り組んでいけばいいかというのがわからないのが実態でありますけども、まず手をつけられるところから取り組むということで今のような実際の取り組みを進めておるところでございます。

## ○溝口 誠議員

今までは国のほうから助成がありまして、そしてこのようにやりなさいということでありましたが、今後はもう市町村でしっかりここら辺の包括的にこのケアをしていくということでありまして、そういうことで、この2017年度から随時実施をしていくということでありまして、これは今までやったことのないことでありまして、これはもう市町村でやると。個別ケースは地域ケア個別会議といって地域包括支援センターとなります。これで個別にはやっていきます。もう一方、地域づくりや政策形成等につなげる地域ケア推進会議、これは市町村レベルで開催をするということでありまして、本当にそういう意味ではこの地域ケア推進会議の実施というのが大事になってまいります。ここら辺をどう取り組んでいかれるか、もう一度お願いします。

## ○片渕敏久長寿社会課長

議員御指摘のとおり、従来の個別のケア会議、これは関係者だけの会議になってくるわけですが、先ほどの住まいとか生活の支援、それと医療、介護、そういうものの連携をとらないと地域包括ケアシステムは成り立たないということを前提に考えますと現在は病歴あるいは実際治療中の方につきましては病院のほうのソーシャルワーカーの方とか、あるいは実際介護を受けている方とか、あるいは民生委員さん、それに家族、包括支援センターが入ってのケース会議ということになります。ただ、そこだけではなく、その方が地域で、家で生活する上ではすぐ近くにいらっしゃる方々のかかわりがまた出てきますので、そういう部分については地元で支えていただけるボランティアの方とか、あるいは地区の代表の区長さんであるとか、公民館長さんであるとか、婦人会の方であるとか、そういう方を入れての会議をしながら、私たちはこういう協力ができる、そしてこういうのをお願いしたいというような具体的な話をする中で白石町がこれからこういう形でつくっていくというのを模索していくことになるんじゃないかというふうに考えております。

具体的には、2017年の実施ということ、これは次期の第6次の計画になりますので平成27年からの3年間の平成29年度の計画ということですが、この地域包括ケアシステムについては2025年をめどにつくり上げるということになりますが、できるだけ早目に、まだ10年間先ということではなく早目に取りかかることが大事だというふうに認識いたしております。

## ○溝口 誠議員

今回の改革案は市町村の力量が問われる内容となっております。この地域支援事業の充実に向けた改革は市町村の主体性の回復とも言われております。この社会制度をしっかりと充実していく市町村と、このやらなかったところが差が出てきます。特に白石町においても将来的にはこういう体制になりますので、もう早目早目にこの介護と医療、しっかりとどうやっていくのか、方向性を見出していきたいと思います。特に我が白石町は安心して子育てができる、そして老後もこの町で暮らせれば本当に安心して暮らせるという、こういうまちづくりが私は豊穰のまちづくりだと思います。産業で潤うこともそれは大事ではございますけれども、子育て、そして老後の生活安心して、これが豊かな町だと思います。これをどう築いていくかというのは町によってその力量が問われる。充実しているかしてないかってですね。そういう段階になりますので、これはもう早目にしっかりと力を入れていただきたいと思います。特に、田島町長においてはこの1期ですね、期間。一番大事な期間でございます。この先ほど言いました住みよいまちづくりのために老後の安心して暮らせるために町長としてどう取り組まれるか、そこら辺を伺いたいと思います。

## ○田島健一町長

先ほど来議員のほうからも地域包括ケアシステムについていろいろ御質問ございました。詳細については先ほど課長が申したとおりでございます。概略というか、大きなところでお話を差し上げるとするならば、さっき言われましたように2025年というの

が一応目安といいますか、私たちの世代なんですけれども、団塊の世代でたくさんの方が75歳以上になってくるということで施設が足りなくなるということで、これをどうしていくかということでございます。そういったことで、昨年まで54回の議論がなされて制度の見直し案が提示されたわけでございますけれども、その中でやはり先ほどからお話があるように地域包括ケアシステムの構築というのがメインということでございます。先ほど来いろいろお話がありましたけれども、これを構築していくためにはいろんなことを取り組んでいかにやいかん、それはもちろんお話がありましたように今までは国とか県とかという話がありましたけれども、やはり地域地域で支えていくというんですかね。そういうことでございますので、先ほどからお話がありますようにこの構築をするためにはどんなことをしていくべきか、これについては私はさきの白石町の総合計画、これが26年度で終わります。今年度26年から27年から向こう8年間ぐらいの目標をもって総合計画をつくろうと思っているんですけども、この中でもしっかりと位置づけをしながら、このシステム構築のことを考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、この先ほど来言われる地域ケアシステムというものは医療機関と介護保険関係者、それと地元、地域住民の方たち、この3者がうまくやっぱり連携をとっていかないことにはだめだというふうに思っております。先ほど来から言いますように国とか県におんぶされるんじゃなくて、私たち白石町は全国平均よりも10年ぐらい早く高齢化が進んでおりますので、議員言われますように早目早目に対策をしていかにやいかんやろうというふうに思っているところでございます。

#### ○溝口 誠議員

今からの取り組みになってまいりますけれども、どうかしっかり御検討をしていただきたいと思います。私もこのことに関しては勉強もし、いろんな提言も今後もしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願います。

以上で質問を終わります。

#### ○白武 悟議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時24分 休憩

10時40分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。川崎一平議員。

#### ○川崎一平議員

皆さん、おはようございます。

季節は移り変わりますして啓蟄ということで菜の花もだんだんと咲き乱れ、春の足音が間近に聞こえてくるような季節となりました。それで、今回私2点について通告し

ております。

まず第1点目に、防災放送、行政放送伝達拡充のための考えはということで通告をしております。

3月11日東日本大震災から間もなく3年がたとうとしております。約3年前の3月11日に未曾有の大震災が起り、国民全体防災意識というのが非常に高まりまして、当町でもいろんなところから防災に関する危機感や考え方、いろんな御意見を聞いております。そこで、今回行政放送という言葉が入っておりますけれども、特に防災放送に関してということでお聞きしたいと思っております。

まず、今防災放送について当町でもいろいろな面から御意見等を踏まえて動きがあっていると思っておりますけれども、町長におかれましては就任以来ずっと町長と語る会ということで各地域を回られて、いろんな方からの御意見を拝聴されていると思っております。この中でその防災に関してということで御意見が出ていると思っておりますけれども、その点で町長からまず御感想というか、お話をお聞かせ願えればと思っております。

### ○田島健一町長

川崎議員のこの防災についての意見、その町長と語る会でも出てきたんじゃないかというような御質問かというふうに思いますが、私今年の4月より町長と語る会を白石町内四十数カ所回ったところでございます。やっぱりその中では議員申されまますように住民の安全・安心という観点からしても、この防災ということについての御質問は結構ございました。特にこの防災行政無線について深浦等々山に近いところでもハウリングして聞こえないとか、また平地部であっても風の向き方、吹きようによっては聞こえないとか、また新明、新拓地区においては住宅が1列に並んでいるものですから、その住宅地の上にスピーカーがあって、ちょっと屋根の上を放送が聞こえているだけで中聞こえてこないとか、いろんなお話がございました。そういうことで、議会でも御質問をいただいとったし、駐在員会議でも出てきたとか、いろんなところでその防災の話については出てまいっておりました。そういうことで、この辺については私は議会でもそうですけれども町長と語る会においても今後検討させていただきたいという答弁ですと来ているところでございまして、今後議会の皆さんや町民の方たちも入れた中での検討会をしていかなばいかなかなというふうに思っているところでございます。そういうことで、御質問のお答えとしてはいろんなところから出てきた問題であるということでございますので、何か対応せんといかんというふうに私は認識をしているところでございます。

### ○川崎一平議員

町長と語る会でこの防災放送に関して申しますと多々出てきておるということで、町長も重々認識されておるというふうに理解しております。そこで、総務課長にお願いしたいと思いますけれども、今のところの今現在の白石町においての防災放送、どのような形で進んでおるのか、話がですね。前向きに進んでおるといのは重々わかっておると思いますが、どのような形でどういうふうに進んでいるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

## ○百武和義総務課長

先ほど町長のほうから答弁がありましたように今防災行政無線が聞こえにくいということで議会初めいろんなどころから意見が出てきております。それで、もうできるだけ100%の町民の方々に防災情報を含む緊急放送について伝えていきたいということで、その伝達方法について今現在検討を行っております。

今考えておりますのが、緊急放送ということについては防災情報はもちろんですけども、学校の休校とか緊急的な集団下校、町が主催している行事の実施とか、中止とかの連絡、こういったことを含めたところで緊急放送として運用したいと考えております。そしてまた、本町が今整備をしております防災行政無線を有効利用することを基本に検討を進めているところでございます。

検討しているこの内容について少し説明をさせていただきたいと思っております。緊急情報の伝達方法としては戸別受信機などを検討している状況でございますけども、戸別受信機には大きく分けて、まず有線タイプと無線タイプというものがございます。有線タイプにつきましてはケーブル網を利用することになりますけども、無線タイプでは地域振興波を利用したラジオ式受信機、それから地域コミュニティFM放送を利用したFMラジオ受信機、それから本町が整備している防災行政無線のデジタル受信機、それと高速無線LANなどがございます。

初めに、有線タイプの受信機ですが、これは町内に整備されているケーブル網を利用した受信機です。全戸に戸別受信機を設置するとなると民間事業者が整備したケーブル網も利用するということになります。

次に、無線タイプの地域振興波を利用したラジオ式受信機ですけども、これは九州総合通信局の許可が必要です。コミュニティ利用が許可の条件となります。ここで言うコミュニティ利用とは、例えば区長さんが区民の方にお知らせ等を放送するということが上げられます。コミュニティ利用を条件として許可が出るということになっております。

次に、地域コミュニティFMですけども、これはまずコミュニティFM局の開局と、それからインフラ整備が必要ということになります。地域コミュニティFM局を運営し、ふだんはFM放送を行い、緊急放送が必要な場合にこのFM電波を利用して放送を行うということになります。

次に、高速無線LANです。高速無線LANは戸別受信機への放送はもちろん、携帯電話への音声メールとしてお知らせができて、また何度でも繰り返して聞くことができます。防災用の車に放送局を備えていれば車からの放送も可能ということですが、また、高速無線LANは一度整備してからのシステムの追加が容易にできるということで、例えばWi-Fiホットスポットとか、エリアワンセグ放送、監視カメラ、PHS電話機等の整備が簡単にできるということでございます。

次に、本町が今現在整備をしています防災行政無線のデジタル電波を利用した戸別受信機です。整備としては受信機のみを設置ということになります。ただ、受信不良箇所についてはアンテナが必要ということになります。現在、この戸別受信機を200カ所、議員、駐在員、消防団幹部、それから役場の幹部、それから学校等の公共

施設などに設置をしておりますけども、そのうち3分の2、67%がちょっと受信状況が悪いということでアンテナを設置をしている状況です。本来ならば、この防災行政無線の受信機を設置するのがインフラ整備の必要がなく一番簡単ではありますが、デジタルの戸別受信機となりますと非常に高価で、これを全戸設置となると4億円近い事業費が必要ということになります。また、他のタイプの受信機も全戸整備となると億単位の整備費が必要となります。財源につきましては県等の協力も得ながら補助事業や起債事業を探しておりますけども、今現在該当するような事業が特にございません。そういったことで今現在も調査中ではございます。

また、今5つ紹介をいたしましたけども、それぞれ特徴がございます。例えば有線放送は災害時にはケーブルが切れれば情報伝達ができないと。それから、本町が整備しています防災行政無線の戸別受信機も時々音が鳴らないという問い合わせがございます。この原因につきましては、家庭にある電化製品が出す電波が妨害するとか、大量に電気を使う工場の電気やモーターが出す電波が妨害するとか、樹木が大きくなりアースの役目をして妨害するとか、要因はさまざまあるようでございます。そういったことで、ある日突然聞こえなくなるということがあるようでございます。ほかの無線タイプにつきましても、私たちが把握し得ていない特徴があるのではないかとということで思っております。またさらに、今5つ種類を言いましたけども、このほかにも防災無線として利用できる種類があるのかどうか、まだその辺も全部調査をしているというところではございません。そこで、平成26年度の当初予算のほうに調査委託料と、それから検討委員会の費用を計上させていただきたいというふうに考えております。その中で専門の業者に防災無線のどういった方法がいいのか、その種類と特徴を整理をしていただいて、それをもとに検討委員会で検討を進めて町が整備する防災無線の方向性を決めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

### ○川崎一平議員

今現在も白石町としていろいろな面からカバーしようということで動いてもらっているということで認識いたしました。しかしながら、これは時間を戻せと申しましても戻すことができません。3年たちますと、大震災から3年たちますと申し上げましたけれども、もう既に3年の月日が流れております。これまでもいろんな議員の方々からとか地域から声が上がっておると思います。災害というのはいつ何どき起こるかわからない。ましてやその状況といたしましても、平穏な風もない天気の良い日に起こる災害ばかりではございません。えてして暴風ですとか、真夜中ですとか、ロケーションの悪いとき、要するに条件の悪いときに起こるのがえてして災害でございます。これがいつ起こるかわからないということはあした起こるかもわからない。もちろんその他の情報伝達に関しても日々何かしらの伝達が必要になってくるということが起こり得ますので、一日も早くいろんな面から考えて一つのことだけを伝達手段として考えるのではなく、前回の議会するときにも申し上げましたようにいろんな面からいろんな部分でカバーができるような、確かにたくさんを望むと難しくて時間がかかる、もちろん費用もかかってくるというのは重々わかっておりますけれども、町民の

生命と財産を守るという観点で、最優先事項として1つなるべく早い、早期に解決できるように御検討をしていただきたいと思います。重ねて申しますけれども、スピード感を持って一日でも早くということをお大前提に動いていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、2番目に移りたいと思います。

2番目に通告しておりました道路使用上、安全のための補修、また街灯の整備についてですけれども、今白石町、夜になると大変暗うございます。これは私一人の個人的な意見ではなく、先日私ごとですけれども、知り合いがちょっと関西のほうからいらっしゃって日課であるということで夜夕方、夕暮れぐらいからウォーキングをされました。ウォーキングして帰ってこられたときに暗いと。とにかく暗いと。私の家自体が家がそんなにたくさんあるようなところではないんで特にだったかもしれないけれども、日が落ちると大変暗く感じると。その中で、やっぱり中学生とか高校生とか、さらにほかにウォーキングされている方とかすれ違う、そのときにふと今日本でいろいろ犯罪が起こっています。通り魔とか、殺人にまつわる事件がごく最近も多発いたしました。そういったところから、やはりふいに人と出会うと、暗い中で出会うと、相手が自転車であれ何であれ、その知り合いと認知できるまで、例えば相手が学生さんだと認知できるまで不安でしようがないということで、私も実際暗くなってから近所をうろろするとやはり暗いんですね。それで、街灯、防犯灯という言い方、すみ分けはちょっとよくわからないんですけども街灯がついております。街灯がついておりますけれども、いまだに裸電球なんですね。丸いかさについて、電柱こそコンクリート製の電柱なんですけれども、ついておる街灯はいまだに裸電球がついとる。しかも、光の切れ間から切れ間までがもうものすごく長いんですね。要するに暗い間隔がひどく長いと。そういうことで、もうちょっと防犯の面とか安全面ということをお考慮して街灯をふやしていただけないかと。そういったお話もちらほら前から聞いていたんで、今回ちょっと一般質問のほうで質問させていただいております。

まず、その道路に関してというのをちょっと置いておいて、まず街灯のほうからです。街灯に関して町民の方々からの役場に対しての問い合わせというのは今のところあっているのでしょうか。よろしいでしょうか、お願いします。

## ○小川豊年土木管理課長

道路使用は置いておいて街灯のことについての問い合わせはないのかという御質問でございますけれども、街灯の整備につきましては昨年の3月議会において議員さんのほうからの要望があっておりました。これは白石中学校東の東寿司から南へJA北有明支所西部共乾までの間の街灯の整備の要望でございました。また、ほかにも整備してほしいというような要望はあっているようでございます。

街路等につきましては、合併前に設置したものが約130基ございます。そして、新白石町に合併してまちづくり交付金事業あるいは町道拡幅改良の歩道整備に伴いまして約70基を設置をしております。設置に際しましては、地元の要望やPTAの要望に基づきまして必要性、緊急性を考慮しながら設置してきております。街路灯の新たな設置につきましては先ほど申しましたように白石中学校近くの現場がでございます。そ

れと、住民さんからの声なんですけれども、逆に今ついている街灯ですね。農作物への光害が出るというようなことで早く消してくれないかとか、大豆の花芽の時期には決してくれないかというような、そういった要望もあっております。そういうことで、街灯設置については特に地元の方の調整が必要でございますので、十分な協議をしなければならないと思っております。

それともう一つ、集落内の防犯灯の件なんですけれども、これは合併後、平成18年度から平成20年度にかけて3年間要望がございましたので、調査をして159カ所に設置がされたということ聞いております。

以上です。

## ○川崎一平議員

その街灯と防犯灯2種類ありますけれども、その街路灯ですね。街路灯に関して、その農作物への被害があるということで半ば消してくれというようなお話も出ているということで、確かにその観点だけ見ると生育阻害とか虫の被害とか考え得ることは重々にあると思えます。その辺に関しては今現在技術の進歩というのがありまして、やはり色調とか色彩の放つ周波数によって害虫が嫌うとか、もちろん生育阻害に至らないような周波数を持つ、一般的に使われているのはLEDでありまして、そのLEDに関してもこう色、色の色調がもう多種多様に今つくれるようになっております。もちろん逆に作物生育のためのLED灯火というのも実際にございます。そういった面から踏まえて、そういった農村地帯向けの街路灯というのが恐らくあるのではないかというふうに思いますので、そういった面で省力、電力の省電力化とか、生育阻害を起こさない、害虫被害を起こさない、その点防犯も含めて街路灯のさらなる整備を考えていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げておりました防犯灯に関しては、これもまた電気代の問題とか、明るくて夜寝れないとか、そういった問題も多々出てくるかと思えます。そこで、やはりその電力に関しては今申し上げましたとおりLED化ということで大分LED自体も当時発光ダイオードと呼ばれていた時代からすると1基当たりの単価というのも大分下がっております。今、そのLED街灯にして夜寝れないとか、そういった部分を踏まえて考えるとタイマー式というのもございます。例えば夜の11時以降消灯して、また翌朝、朝方4時ぐらいから日が上るまで点灯させるとか、そういったそこその地域のニーズに応じたような製品というのもあります。これを再度防犯灯に関しては問い合わせがもしあっているのであればというか、実際あっているんですけれども、さらにやはり進めていただきたいと。今、特に話を聞くのがやはりこういうオリンピック、さらに今度東京オリンピックがありますけれども、さらに時期が近まってくると鉄景気だとか何だとかで窃盗被害に遭われる農家さんとか多々いらっしゃるんですよ。そういったときにやはり暗くてそういった窃盗がやりやすいというか、防犯になっていないという部分が出てくると思えますので、そういった事例が起こる前に再度整備をしていただきたいというふうに思います。これ多分地域から声その防犯灯に関してなのか街路灯に関してなのか、両方なんでしょうけれども上がってきておりますので、まずはその現場を見ていただいて、慎重に話を進めていただいて、前向き

に検討していただきたいというふうに思います。

次に、道路に関してですけれども、これもまた似たような話で、道路を歩く人は少ないとはいえ、道路を歩いているとやっぱり穴があるんですね。車では本当にわからないような穴、一瞬で通過してしまうのでバンというぐらいで、気づいてもさほど気にならないような穴なんですけれども、そういった穴とか、それ以上のもうまさに機械で走ると怖いぐらいの穴というのはまだまだ多々あります。先日、私がずっと農道とか町道をいろいろ見て回って、ここもあいているなここもあいているなということで見て回っておりました。それで、その数日後にもう早速補修がなされておりました。それを見て私は、ちゃんと意見が出てか、職員の方がみずから気づいてなのか、補修がなされているということで若干安心した部分もあります。ですが、私も実際にただ単にぐるぐるドライブがてら見て回るだけではなく、ちょっととまって写真を撮ったりするわけなんです。そういうときにやっぱり近所のおじさんから何の写真ば撮りよっかんということで聞かれて、いやここは穴のあいつとけんがこれ写真ば撮ってちょっとどうにか補修なりしてもらいにやいかんかなと思うとという話をする、これ何年前からこがんなつとうと思つとるねと言われるわけですよ。いや、確かに農作業のときに通ると何年も前からという部分もあります。こういった部分が日ごろ誰も通らないとか、まれに人が通るかなて、車が通るかなというような道路だとさほど問題視されないと思いますけれども、私がそのとき写真を撮ってたのが、ちょうど国道444号線から干拓方面に抜ける、割と人が通る幹線的な道路なんです。詳しい場所はまたあと御報告いたしますけれども、そこが本当何年も前からすごい状況でありまして、確かに幅員の問題とかもありますけれども、道路の舗装が痛んで離合するときに怖いんですね。穴があいて、路肩は崩れかけて、そういったところで機械とか重量物を積んだままの離合というのが非常に危険な状態になっている。そういった箇所がそこだけではないんですね。私が日ごろ通らないような町内の道路、そういったところにも多々あると思います。そういったところで地域の方からいろんな声が上がってきていると思いますけれども、そういった声が上がったときに即座に現場を見に行くとか、そういうことがなされているのか、その辺をわかればお聞かせいただきたいと思います。

### ○小川豊年土木管理課長

道路の穴ぼこ補修とか、舗装の段差等の修正など軽微なものにつきましては、住民さんからの声が依頼があったとき即座に現場を見て対処するようにしております。連絡くださるのは住民さんもいらっしゃいますし、駐在員さん、あるいは役場のほかの職員ですね。こういう現場があったよというようなことで連絡を受けまして、そういう場合は即座に対応するようにいたしております。また、一応声を意見を待っているばかりではなくて、道路管理者といたしまして歩行者、あるいはドライバーの方に安全に道路を通行してもらえるように定期的、随時に主要な道路のパトロールを行っております。

それとあと、舗装のかさ上げとか、広範囲にわたる舗装、補修、そういったすぐには対応できないようなものにつきましては、地元の合意形成を図るために地域の皆さ

んの意見の合意形成を図るためにできるだけ要望書を出してもらおうというようなことにしております。それについては、緊急度の高い現場から着工をするようにいたしております。また、すぐにはここ二、三年では対処できないというような大きなものにつきましては要望事案処理カードというものをつくりまして、いつ誰からどういう要望があったのかというような記事を残しておきまして、あとに引き継ぎをするというようなことにいたしております。

以上です。

### ○川崎一平議員

軽微なものに関しては即座に対応していただけているということをお聞きしまして私も安心いたしました。素人目に見て軽微なものなのか、これが大変費用のかかる大幅な補修になるのかというところの線引きがなかなか難しいと思います。とりあえず、その住民さんからの声を聞いて、とりあえず即座に現場を確認していただくと。そのときによれば町民さんの方にももう既にやられておるとも思いますけれども、こういった大きな補修になると要望書を提出していただきたいというような旨、御説明までいただけていると思いますが、重ねてその辺のアフターのケアまでよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、また1つ町長にお尋ねしたいと思いますが、町長と語る会でこういった街灯、防犯灯も含めて街灯や道路の問題についてお話等出ていましたでしょうか。感想をよろしくお願ひします。

### ○田島健一町長

町長と語る会での意見、要望等が出たかというような問いでございますけれども、やはり町長と語る会というのは地域地域での単位で催してもらったわけございまして、やはり地域の方たちが生活用道路として利用されているものですから、やはり道路に関しての意見が一番多かったかなというふうに思っております。そういった中で、路肩が崩れかけているとか、狭いとか、幅が狭いとか、いろんな意見がございました。幅が狭いと、道路の幅員が狭いということについては、やはり改良工事を行わんといかんということで大きなお金が必要となってくるかと思っております。そのためには、いろんな国とか県の補助事業をいただかないことには難しいかなということで、これについては地域から先ほど話がありましたように要望書等々を出していただいて、その中で順次やっていきたいなというところでございます。しかしながら、若干の補修で済むようなものもたくさん聞こえてまいりました。そういうことでございましたので、私は26年度予算に地域の皆さんと一緒に補修ができないものか。資材と機械については町のほうで用意するから、労力については地元の人たちにお願ひできないかということで住民参加の協働での事業をお願ひを今議会でお願ひをしているところでございます。そういったことから、地域の道路は地域で守っていこうということが醸成できてきたらいいなというふうに思っているところでございます。

次の街路灯についてのお話ですが、先ほど課長が申し上げましたように、この街路灯について、防犯灯についてもいろんな地区から出てまいりました。議会から

も出てまいっております。それで、陳情書もたくさん出ております。これについては先ほど課長も申しましたように通学者であるとか歩行者のほうにとっては明かりというのはいいでしょうけれども、片や耕作者、特に大豆等々についてはなかなか厳しいということで、逆に消してくれというような話もあります。そこら辺でどういった調整をしていくかということになろうかというふうに思います。そういうことで、議員先ほど言われましたように技術の進歩等々ございますので、LED化であるとか、感知式であるとか、いろんなタイプがあろうかと思えます。そういうこと、技術的なこととあわせて地区の駐在員さんであるとか、PTAの関係者であるとか、さらに生産組合の方たちとか、利害関係者一堂に会しての議論をさせていただきながら、その地区にとってどうしていこうかというのを検討、議論、検討していただければいいなというふうに思っているところでございます。

そういったことから、今要望が上がっているものについて、ちょっと私今把握しておりませんが、利用者側からだけの陳情書だったのか、地権者の方たち入っていたのかどうかはちょっと定かではありませんけれども、そういった方たちを入れた形での検討会をその要望箇所要望箇所ですでいただければありがたいなというふうに思っております。本来ならそがんとはもう役場で右左右左してせんかいという話になるかもわかりませんが、やはりそこにどうしても利害関係者があるとなれば調整をさせてもらうのが一番かなというふうに私は思っているところでございます。いずれにしても町長と語る会が出たけんどうのこうのということじゃなくて、先ほどから言いますように議会であるとか、いろんなところからの要望等々もあっておりますので、先ほど言いましたような対応をとっていきたいというふうに思っているところでございます。

### ○川崎一平議員

今回、2点にわたって説明、一般質問させていただきましたけれども、これはどちらとも町民の生命と財産を守るという観点から早急に確立ができなければいけない、確立をしなければいけないという事柄だと思っております。もちろんこれだけに限ることではないんですけれども、特に今現状、最近の犯罪を見ましても先ほどの防犯灯、街路灯、その他含めて犯罪もかなり凶悪化しております。この地域でそういった被害者が出る前に道路に関してはそういった道路の傷みが原因で事故等を起こされるような方が出る前に防犯・防災無線に関してはそういった情報の伝達不足によって財産や生命を脅かされるようなことがないように、そういった方が出る前に一日でも早い解決を望んでおります。ぜひとも全力を挙げて一日でも早い解決策を見出していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

### ○白武 悟議長

これで川崎一平議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

11時18分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

議案第27号が追加提出されました。

これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

これを日程に追加し、日程第3として議題にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号を日程に追加し、日程第3とすることに決定しました。

一般質問の次の通告者の発言を許します。久原久男議員。

○久原久男議員

通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

教育問題についての質問、今まで余りありませんでしたが、今回は教育長と初めて議論を試みたいと思います。江口教育長とは小学校時代、またその前から幼い時代からの1級上の先輩でございまして、武ちゃん武ちゃんとよく言って遊んだ仲でございまして、昔のことがよみがえってくるわけですが、あれから60年近くたつわけですが、教育畑一筋歩んでこられ、その間絶大なるリーダーシップを発揮されて、現在は町の教育現場の長として学校教育等御尽力をいただいていることに敬意を表するわけですが、これからも体調管理には十分気をつけられ、活躍を願うものでございます。

そういうことで、1項目めの心豊かな人間育成のための学校教育についてと題していますが、その中の①の健全な精神は健全な体に宿ると言いますが、教育現場での考え方について、また実践されていることがあると思っていますので、まずそのことについて御回答をいただきたいと思っております。

○江口武好教育長

健全な精神は健全な身体に宿るといふ、もうまさにそのとおりだと思います。国の教育の基本の指針でございます教育基本法第1条に教育の目的がございます。人格の完成を云々ということ、最後に心身ともに健康なという文言がございます。さらに、第2条には目標としまして健やかな身体を養うこと。そして、さらにこれを受けまして国では学習指導要領を全て総括します総則というのがございます。そこには、1、2、3と3つのことがございます。1、2は知的な知育の面を書いてございます。2番目には心の問題、道徳教育のこと、そして3番目に学校における体育、健康に関する指導ということで、これは学校の教育活動全体を通じて子供たちの健やかな成長を促すように必ずそうしなさいというのがございます。さらにこれを受けまして、白石町では教育の指針、目標としまして、最後に心身ともに健康な町民の育成、これを受けて実際の学校の現場、11校ございますけど、学校には学校の教育目標というのがございます。そして、それを受けて目指す児童・生徒像というのがございます。どの学

校におきましても、言葉、表記の仕方は違いますけど、必ず体のことを書いてあるわけですね。例えば福富小学校を例に挙げたらあれですけど、目標に考える、思いやる、鍛えると3つに凝縮されています。考えるというのは知育の面、思いやるというのは心、道徳の面、そして鍛えるというのは体力ということでございます。そういうことに鑑みまして、白石町におきましては子供たちの健やかな成長のため、例えばバランスのとれた学校給食、給食の提供、食育の推進、あるいは豊かな人間形成を図るために心の面、道徳教育の充実も図る。そして、体験も大事でございます。体験活動の実施、最後に健康で安全な生活を心がけられるように、運動、スポーツに親しみ、そして自分みずからの健やかな体をつくる。そういった生涯にわたる健康の基礎づくりを心がけていると、そういうことでございます。

以上です。

### ○久原久男議員

今、教育長からこの子供たちの基礎的な教育のやり方とかお話しいただきました。まさにそのとおりだと思うわけでございます。私も体、健康な体なくしては健康な精神もないということをまず肝に銘じておりますが、私自身がそのとおりだとは言いませんが、よろしくその辺のことをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、この件はこれで終わります、2番目の小学校の体力は小学校、中学生の体力はこのままでいいのかというふうに上げております。

最近、この新聞紙上等で草食系とか、いろんなことが報道されております。精神的にも、また肉体的にも非常にか弱いんじゃないかというふうなことを危惧するわけでございます。そこで、佐賀県がまとめた小・中学生の体力テストの結果がここにあります。この体力テストというのは白石町のほうでも行われておるというふうに思います。きのうだったと思いますが、この町報にも小学5年生と中学2年生の体力テストの結果を公表されております。この表を見ますと、得点合計ですか、これ80点満点で採点したというふうに思います。この得点の合計が小学5年生で白石町の場合53.79とか、それから女子が53.81、中学2年生で41.04、男子が41.04ですね。女子で44.86というふうな結果が出ております。この結果を見ますと、私から私の考えでは非常に運動といいますか、体力はないというふうな判断をするわけですが、その辺のことについては教育長はどういうふうな考えですか。

### ○江口武好教育長

広報「白石」の3月号には、この17ページに資料を載せました。そして、白石町のホームページにもこれはもう概略版でございますけど、詳しいものをホームページに載せております。そういうことで、ぜひ見ていただければなと思っております。今、議員御指摘がございましたけど、2013年度にここにありますように全国の体力、運動能力というのがございました。それで、この表を見てみますと、スポーツの町白石というのを文化の町、スポーツの町というのを標榜しておりますけど、それにしても余りポイントが高くなかったなと私自身は反省をしているところでございます。それで、例えば特に低かったのが中学生の女子が非常にポイントが得点合計で低かったという

ことです。それから、小学生の男子につきましては全国はともかく佐賀県の平均というのを基点にしますと何とかかなという気がいたします。でも、やっぱり体力の要素といいましょうか、それについてはばらつきもあるということです。ただ、小学5年生の50メートル走、これは数値が低いほうが得点は秒ですから50メートルを何秒で行くかと低かったということです。それと、持久走がございます。これも中学生男子、女子低いと言いながらも、この持久走についてはちょっとポイントがよかったです。だから、ここがマラソンの町白石なのかなと、そういうことでちょっと考えたところがございます。

ただ、いずれにしましても、私自身はこの結果を見まして、ちょっとこれでいいのかなと。やっぱり何らかの手を打たないとかなと。学力向上というのを大きな柱にしております。でも、学力、それから心を支えるのは冒頭に申しましたようにやっぱり少々のことではくじけない、生涯にわたって健康であるというのは体力ではないかなというふうに思っているわけです。それで、子供たちが運動をする子はどんどんやっております。しない子は余りしないと。そういうふうに二極化をたどったらもう大変なことがございますので、やっぱり運動に親しめるように、そのあたりはやっていかなくてはいけないのかなと考えているところです。特に、子供たちが児童・生徒、小学校、中学校、教科体育というのをもう一回やっぱり見直す必要があるのかなと思います。それから、学校における間には教科体育だけでなく、週3時間の教科体育だけでなく教科外の体育もがございます。例えば運動会の練習とか、いろいろ業間の運動とか、だからそういうのをしっかりもう一回見直す。授業そのものは子供たちが興味を持って取り組めるように、子供の実態がどうなのかというのを見ながら、そして授業を組み立てていく。そして、さらにその子供たちが社会でどうなのか。社会体育もしております。そして、高校、ずっと大きくなったときにどうなのか。そこまで生涯スポーツといいましょうか、生涯体育といいましょうか、そこまで見据えて今の小・中学校の子供たちの運動をどう捉えるかということを考えていかなくてはいけないのかなと。そして、運動というのはスポーツというのはおもしろいからやるわけであって、ここがこうなるからしなさいではやっていかないと思います。だから、裏を返せばそこで体力、体位も向上するのかと、そういうふうに思っております。繰り返します。もうちょっとしっかりやらないといけないなど、これ来年から重点の課題の一つかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

### ○久原久男議員

この体力テストの集計といいますか、体力テストを行うのは年に1回とか、そういうふうな規定があるわけですか。それから、この体力テストの内容の中に前座体前屈ですか、これはどういったことをやるのか。

### ○江口武好教育長

これは例えば机にして前にかがむといいましょうか、体を折り曲げてどのくらい伸びるかという、そこを見るものです。例えば台の上か何かに乗ってずっとこう、どの

程度伸びるかということです。これは1学期に実施したものでございます。そして、次年度は多分全学年にされるのかなと思っております。それから、体力テスト、運動能力テストというのはいつどうしているのかといいますが、例えば体育の授業なんかでも年間のカリキュラムを見ますと、年間年度当初に学級の担任とか、教科体育の人たちがある程度全部で見るわけにはいきませんが、体育の授業の中でも検査をすると、はかるというようなこともやっているところです。そして、これは国がやったということで捉えていただければと思います。

以上です。

### ○久原久男議員

とにかく中学生、小学生ですか、あわせて体力面が体力ができるような教育方針を強く望むわけでございます。

それから3番目ですが、中学校のこの先10年間の生徒数の推移はどのくらいであるかというふうなことを聞いております。

ここに資料をいただいておりますので、生徒数に関しては数値的なことはいいですので、これをもとにしてどういうふうな教育方針でいくのか、その辺のことをお聞きいたします。

### ○江口武好教育長

この数値的なことはもうよいということでございますけど、もう一回その表を見ていただければと思います。

上のほうが小学校、下が中学校、中学校はもう当然小学校6年間のことをプラスしておりますので、37年度までとしております。学級数につきましては余り変動はございません。プラ・マイ、例えば平成25年、上から2番目の表で見ていただいて、ここは全学級53クラスとなっております。これが31年も53と、あくまでも推計でございますけど。そして、中学校におきましても、学級数につきましては平成25年が21、そして一番右の37年が20ということで、大きなあれはないと思います。ただ、子供たちそのものの学級は余り大きな変動はないけど一クラス当たりの人数というのは当然子供の数は小学校で25年から31年までこの表でいけばマイナス108でございます。中学校でいけばマイナスの136でございますから、学級一学級当たりのあれはもう当然下がっていくと。だから、そこを捉えようとか、何か抜きにしましても、どうしたら学習効果、それから生活が落ち込んで活性化していくのか、そこが学校あるいはもう教育委員会はもちろんですけど、担任、指導者の腕の見せどころかなと、そういうふう考えているところです。

以上です。

### ○久原久男議員

2011年、白石町の中学生の生徒数が827名ですね。13年が702名、これから9年後ですから2023年、平成35年が602名というふうな、実際はこの数より少なくなるというふうにも思います。そういう中で、この現状をどういうふうな考え方、このままで減

少していくのは仕方のないことというふうな考え方もありましょう。また、もう少しいろいろな考え方もあるというふうに思います。そのことについて教育長、どういうふうな。

### ○江口武好教育長

先ほど申しましたように生徒の数、学級当たり、あるいは全体の学校、あるいは学年の児童数、あるいは生徒数が減れば当然一般的に言えば活性化が競争もしないし、非常に活動量が減るのかなという気がしているわけです。だから、当然そういうことを考えたときにいかにどういう指導内容をすればいいのか。それとも、学校といいましょうか、そのものの枠組みをちょっといじったほうがいいのか。いずれにしても、子供たちの教育活動をどうすれば保障できるのか。そこからやっぱり白石町の教育の先の構想を練っていかなくてはいけないかなと、そういうふうに思っているわけです。

以上です。

### ○久原久男議員

それでは、今教育長からいろいろなお話をいただきました。4項目めに移りますが、この中学校の統合は考えているかというふうなことを聞いております。この件につきましては、教育長の考え方、前の議会でも述べられたというふうに思います。時期が来れば統合も考えていかなければと思っているというふうなことで、現時点では考えていないという考えでございました。この件について再度の質問でございます。再度聞かせていただきたいと思っております。

### ○江口武好教育長

ちょっと幾つか繰り返しますが、先ほどのように白石町の学校の規模というのが非常に小さくなっていると。適正規模というのは白石中学校が大体12から18学級というのが適正規模と普通言われておりますけど、白石中が今現在13学級でございます。佐賀県内、大体中学校だけで言いますと87校ですかね、市町立は。その中の全部数えますとやっぱり六十四、五%が11学級以下というような状況でございます。これはもう島とか何かも全部山、山間部も入れてでございます。だから、現実に中学校とは限らなくても、小・中学校とも大体小規模化していると。その現実はあるわけです。さらに、ここにもありましたように、もうどんどん減少していくと。だから、当然15歳未満の白石町全体の人口も落ち込むでしょうし、減少していくだろうと、そういうふうには何かのデータには予測がなされております。

ですから、さっき枠組みという、構想ということを申しましたが、やっぱりこれは学校をどうするのか、学校教育をどうしていくのかというのは、まさにまちづくりと表裏一体になっているのかなと。時代の、あるいは県の、あるいは国の、いやもっと町の未来を先を担っていくのは今日の前にいる小・中学生ですから、この子供たちが規模がこうなったからちょっと余り学力も、先ほどの体力も心の面も余りしっかりならなかったといたら大変でございますので、そういう意味でやっぱり考えていく

必要があるのかなと思っております。

ですから、次の町の総合計画というのが、また今から立ち上がって論議がなされるかと思えます。その中にやっぱり教育環境の充実というのを一項目大きく入れるべきなのかなと、教育委員会としては、そのように考えているわけです。ですから、例えば少子化、あるいは過疎化、そういったものがどんどん進む、そういう現実、現状の中で教育環境も大きくその中でいくわけですから変わらざるを得ないということで、子供たちにとって望ましい教育環境とは何なのか。学校規模、あるいは教育施設の枠組み、教育施設というのは学校だけじゃなくいろいろな社会教育の施設もございすけど、そのあたりもちょっとかなという気がいたしております。そして、将来的に白石町の教育がどうなのか、そのあたりで大きく捉えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

### ○久原久男議員

私は考えるのは大きな器といいますか、その中で競争して、例えばトップとか、トップじゃなくてもいいんですが、行くのがこのより小さな器の中でのあれよりも何か価値があるといいますか、そういうふうなことを感じるわけですが、この件については飛躍し過ぎた、ちょっとした考えかもわかりませんが、どういうふうな考えでしょうか。

### ○江口武好教育長

今は議員おっしゃるのは学校規模のことだと、そのように思います。大きな器で、あるいは小さな器よりも大きな中で子供たちが切磋琢磨したほうがというようなことだと思います。これは教育効果といいたし、いろいろ大きくなったときのメリット、デメリットというのは当然あるわけです。だから、これは小学校にも言えるし、中学校もやっぱり独特のあれがあると思います。それから、人間関係がどうなのか、学習環境がどうなのか、それから学校を運営する立場に立ったときどうなのか、それから運営ですね。管理をしていく、校舎も含めて人的なものを運営していく。それから、地域との連携。地域の中の地域コミュニティの中の学校であるといったときにどうなのか。いろいろいいところ悪いところがあるんじゃないかなと思います。ただ、どっちともさっき申しましたようにメリット、デメリットございますので、ただ中学校につきましては、よく一般的に言われるのが幼児教育が終わって初等教育で6年間、これは初等教育、小学生です。そして、その後に中等教育というのが6年間参ります。中等教育の前期の3年間が中学校、後期の3年間が高等学校になる。そして、あと高等教育となるわけですけど、この中等教育の前期の3年間というのは、やっぱり小学校とか何かと違って人間関係についてしっかり鍛え、学び、そういう大切な時期と社会性をしっかり身につけるときだとも言われております。だから、そういう意味で、そういう観点から学校云々を考えたときにどうなのかなと。だから、ここで今こうということは言えませんが、そういうことも一つのあれなのかなということで考えております。

ただ、それから、小学校についてどうなのかと。これは地域とのしっかり密着したところもございます。だから、そういう意味でまちづくり、地域づくり、コミュニティをどうしていくのか、そういう観点も加味しながらやっぱり論議していくのかなと、そういうふうに考えているところです。だから、いろいろ立場によって人によっていろいろこうだろう、ああだろう、このくらいの規模が一番適正だろう、適切だろうというのはそれぞれあるのではないかなと、そういうふうに捉えております。

以上です。

### ○久原久男議員

この学校教育と少しちょっとずれるところがあるわけですが、先日開催された県内の県内一周駅伝のこの折、この杵島郡チームには大学生の助っ人、小学校、中学校、高校と、この杵島郡の出身者の方の助けといいますか、あれがなかったというふうなことを聞きました。監督さん自身はもう少し大学の方の協力があればできたんじゃないかというふうなことも言われておりました。その学生さんですから、いろいろな事情もあるかというふうに思いますが、これ生涯学習、学校教育課長、この件についてはどういうふうな考えか。

### ○本山隆也生涯学習課長

今年度に行われました県内一周駅伝大会のことでございます。

杵島郡チーム、昨年度は6位でしたけれども、今年度第9位ということですね。大変頑張られて10位以内死守ということでもものすごく頑張られたかと思います。年々その年々で選手層については苦慮されて選手集めをなされているわけですがけれども、今年度は特にエース級の選手、昨年おられた選手が体調、あるいはそれぞれの事情で2名ほどエース級の選手が不足していた。結局一番タイムを稼いでくれる選手がいないと、やはりまた下からというわけになるんですけれども、それもまた監督はいい方向で捉えまして、今こそ若手が上へ行くチャンスなので頑張れということで、今年度は若手育成ということでなされたかと思います。また、来年度以降もどんどん杵島郡と言われましても、ほとんど9割が白石町の選手であります。大町町もほぼ選手はいらっしゃいません。江北町に数名ということで、ほとんどが白石町ですので、その中で県内の10市10町と戦っていくわけですので、その中で9位がどうだ6位がどうだというわけではございませんけれども、今後ますます若手育成に力を注がれて、来年以降また活躍なされるかと思っております。

以上であります。

### ○久原久男議員

それでは、次の項目の5番目、ICT教育についての質問ということで、佐賀県は電子黒板、タブレット端末、いわゆるICT教育を促進してまいりました。この基本理念として佐賀県総合計画2011の新しい世に佐賀ありと、この実現に向けきょうよりあしたを必ずよくするための取り組みをICT利活用により加速、進化させる必要があるということでございます。そこで、去年ですか、ICT教育の促進事業として

1,900万円の補助も県のほうからあっているわけでありまして、白石町では電子黒板の設置が計画されると思います。実際での教育現場での対応はどうされるのか。生徒たちのICT教育に対する認識はどうか。これは教育長と学校教育課長、それぞれにお答えいただきたいと思います。

### ○北川勝己学校教育課長

県のほうでは教育の情報化を推進するため、昨年の9月に全市町に電子黒板の整備のための交付制度が創設されまして、白石町でも今議会に提案しておりますように26年度予算に電子黒板を100%整備するというものでいたしております。また、平成25年度のことし2月より小学校移動パソコン教室事業に取り組んでおります。町内の8小学校につきまして3つのグループに分けまして、グループ内でタブレット型のパソコン40台を移動させて活用しております。また、この際にはICTの支援員をサポートとして派遣をいたしているところです。中学校につきましては、福富中学校に40台のタブレット型パソコンを導入をいたしました。ほかの2校につきましては順次整備を図っていくことといたしているところでございます。電子黒板につきましては、また学習用のパソコン、タブレット端末のICT機器につきまして利活用を行うことで一人一人の個性や能力に応じたわかりやすい事業を実施し、これからの国際社会で必須となります情報活用能力の向上に期するということで考えているところでございます。

以上です。

### ○江口武好教育長

白石町も佐賀県でICTの利活用教育の協議会というのをつくってあります。それに当然20の市町も加わってやっているわけです。それで、佐賀県、あるいは県教委、もう当然ICTのあれを進めてあるわけです。県が進めているというのは、先ほどお話あったように、まず今どんどん進んでおります。高度情報化社会、もう20年ぐらい前はワープロの世界、学校の教育の現場でも指導の方法でもOHPとか何か、幻灯的なことを大きく拡大して映したり、そういった時代でしたけど、もう一気に高度情報化社会に入ってしまったというわけです。だから、それには子供たちも教職員も当然対応していかななくてはいけないだろうという考え方です。その中で生活をするわけですから。そして、これが例えばPISAの世界中の調査があったときに、韓国とかシンガポールは、これはもう最もICTの電子情報機器を使った授業をしているところです。ここは結構結果が学力がよかったというようなことで学力向上の取り組みをされると。それから、例えば今から何が起こるかわかりません。インフルエンザが起きる、あるいは災害が何か発生するかもわからない。そのとき学校に出てこれないときにどうなのかと、そういった方向も家にいながらにして何か指導、何とかのもらえるというような、そういったところにも活用できるだろうと。だから、教育の質を向上させていくと。これを使うことによって子供たちは教育の、子供たちはパソコンになれるからパソコンに使う、情報活用能力、そういった力をしっかりつける。そして、それをみんなにとって教職員はもちろん授業の効果、指導の効果を上げていくという意味

で、せっかくたくさんのももいただいておりますので、それを活用をしていくと。費用対効果じゃございませんけど、結果が出るように町としては町の教育委員会としては進めたいなど、そのように考えているところです。

以上です。

### ○久原久男議員

それから、このICT機器を活用した授業が武雄市で反転授業というふうなことで開催されております。この授業の形態、全国的には非常に珍しいということで、全国あちこちから研修者といいますか、見学者も多いというふうに聞いております。この反転授業というものはどういうものか、この辺のことから、まず教育課長。

### ○北川勝己学校教育課長

タブレットを使った反転授業のことをごさいますけれども、これにつきましては生徒たちが新たな学習内容ということで、通常自宅のほうでビデオで授業を視聴して予習をいたします。そして、翌日教室での授業においては講義を簡略化し、従来宿題とされていた課題につきまして教師が個々の生徒に合わせた指導をしたり、生徒がほかの生徒と共同しながら取り組む形態の授業となっております。学校での授業時間につきましては、生徒たちが予習で得た知識を応用して問題を解いたり、議論を行ったりするものでございます。学校の授業時間内の講義時間を減らすことによりまして、授業中は教師が生徒一人一人に対しましてよりきめ細かな対応をすることができるということになるかと思っております。

以上です。

### ○久原久男議員

この移動パソコン教室ですか、予算づけされてタブレット123台ですか、そして8小学校において3グループに分けてIT教育を推進していくということですが、この電子黒板と連携した新しい授業の形態というふうになるわけですが、この反転授業との違い、白石町で今からそのICT機器を利用して授業をやっていこうというのと、武雄市が実際行われているその反転授業の違い、このことについてお答えください。

### ○北川勝己学校教育課長

小学校の移動パソコン教室授業につきましては、従来パソコン教室で行ってまいりました、各学校にパソコンを設置してまいりましたけれども、これを効率化と費用の削減ということで、3つのグループに分けて取り組むことといたしております。白石町のほうでの移動パソコン教室授業につきましては、これは反転授業ではございません。これ自宅に持ち帰るということではございませんので、ちょっと反転授業はできないかと思っております。ただし、高校からタブレット端末が導入されると、公立高校でタブレット端末が導入されることになっておりますので、同じ機種といいますか、同じような機種で早くなれ親しんでもらって利活用を推進を図るということで考えているところでございます。

## ○久原久男議員

それでは、2番目の農政改革ということで質問を移りたいと思います。

昨年暮れ12月26日、政府は米政策を大きく転換し、70年に始まった生産調整を5年後、2018年半世紀ぶりに廃止するということが補助金を見直す新たな政策を決定しております。内容は、農業の成長、産業化を促すことで農家の所得向上につなげるというのが狙いであると思います。減反に参加している農家に支給している10アール当たり1万5,000円の定額補助金を7,500円と半減、18年度には減反廃止に伴って支給を取りやめるとというのが見直しの柱であるというふうにあります。また、変動補助金、14年度に廃止し、また一方で新しい交付金、日本型直接支払いを14年度に創設し、農地を守る活動を支援する、また主食用米から家畜の餌として使われる飼料用米や米粉用米の生産の転換を農家に促すため転作補助金を拡大するというふうになっております。このようになった場合、このこれからの白石町農業、白石我が町の農業がどういうふうな方向に変わっていくのか、その方向性なりをお答えください。

## ○赤坂隆義産業課長

昨年12月26日に米政策の転換、政策が変わりまして、これからの白石町の農業はどうなるかというような質問かと思えます。

御承知のとおり、白石町の農業は、米、麦、大豆を中心といたしましてタマネギ、レンコン初めイチゴ、アスパラなどの施設園芸作物、また畜産など多彩な農業生産が展開されております。数多くのまた銘柄産品を生み出し、基幹産業として地域経済の発展に大きく寄与していると思えます。このような中、今議員言われましたように平成26年度からの米の生産数量目標の大幅な削減、また生産調整を含む経営所得安定対策の見直しが行われたところでございます。特に米政策の見直しでは、新たな政策の定着状況を見ながら、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産団体、現場が一体となって取り組んでいくとされているところでございます。

今後とも、主食用の需要の減少が見込まれる中ではございますが、国による生産数量目標の配分がなされなくなった場合においても、需要に応じた生産を行うことは必要であるかと思えます。国等から提供される米の生産と需要の見通し、きめ細かい需給、価格の情勢、価格の情報、販売の進捗、在庫情報などを参考に作成されます県段階での水田フル活用ビジョンを参考に白石町段階のビジョンを作成いたしまして、米や大豆などの転作作物の生産の目安を生産者に示すことといたしております。

また、議員言われますように米の直接支払い交付金では7,500円の減額、米価変動補填交付金の廃止、また水田活用の直接支払い交付金では飼料用米等については上限を10万5,000円とする数量払いの導入が示され、今後主食用に偏ることなく需要に見合った米生産が必然的に求められるということになるかと思っております。いずれにいたしましても、米、麦、大豆などを組み合わせました生産性の高い水田農業は本町農業の基盤をなしていると思えます。そのようなことから、国の動向、生産者を初

め農業団体から寄せられる御意見を踏まえながら、水田農業に取り組む生産者が将来にわたって営農できるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○久原久男議員

少し急いでいきますが、2番目のTPP協定、その後の流れと今後の見通しはというふうに聞いていますが、この件は新聞紙上でにぎわっております。あとは、日米の両首脳の間談になるかというふうに思うわけですので注視していく必要があるというふうに思います。そういうことで、この項に対しての質問はここでは差し控えていただきます。

3番目に、減反見直しによる白石町における影響額はと聞いております。

この白石町における2014年度産米生産数量目標が816トン減の1万7,386トンとなっております。面積換算値3,269ヘクタールということでございまして、このようなことから、白石町に対する影響額はどのくらいであるのか、わかる範囲で結構でございます。

#### ○赤坂隆義産業課長

減反見直しによります白石町における影響額はという質問でございます。

現在の経営所得安定対策では、生産者が生産調整に協力した場合に米の直接支払い交付金といたしまして、10アール当たり1万5,000円が交付されております。この交付金の白石町の交付額は平成25年度で4億6,700万円程度となっております。平成26年からこの交付金が半額ということになりますと、町への交付額は2億3,300万円となり、この分が直接生産者にとって減じてくるというふうなことになります。

以上でございます。

#### ○久原久男議員

その4億6,700万円ですか、その分の半分ということですから、この半分ですよ。そういうことで、この影響額に対して影響する、影響してくるところ、その辺についてはどういうふうな考えか。影響、こういうふうな半額になるわけですから、どういうところに影響してくるのか、その辺の考えは。

#### ○赤坂隆義産業課長

今言いましたように米の直接支払いで直接農家に入ってきた今までのお金2億3,000万円程度が減ってくるようになります。それで、今回の見直しの中で地域の裁量で有効に使える産地交付金というものが現在段階では金額的にはわからないんですけど3割程度はふえるというようなことを聞き及んでおります。それらを有効に活用して農家所得の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○久原久男議員

4番目に、飼料用米、または米粉用米の需給先は確保されるのかという質問に移ります。

トウモロコシにかわる、この飼料用米をつくって、この飼料自給率の向上、水田の有効活用に当てるということですが、果たしてこの需給先が佐賀県内においてもわずかな面積だったというふうに思います。白石町においても、その耕作面積、作付面積、少々少なかったというふうな記憶をしておりますが、例えばこれがシフトされて、耕作面積がふえていって、そういった場合、この需給先が確保できているのか、その辺のことについてお伺いします。

### ○赤坂隆義産業課長

飼料用米、または米粉用米の需給先は確保されているのかというふうなお尋ねでございます。

主食用米の需要が毎年8万トン減少と言われております。食料の自給率の向上、水田の有効活用を図るためには輸入品の小麦にかわります米粉用米、飼料用トウモロコシの代替えとなります飼料用米に注目が集まっております。平成22年3月30日に閣議決定されました食料・農業・農村計画においては米粉用米の生産量を平成20年産の1,000トンから平成32年産の50万トンへ、飼料用米の生産量を9,000トンから70万トンへ増加させる目標を定めております。全国的に見て米粉用米についてはパン用、麺用等での利用促進が図られており、これまでの地域、中小企業の取り組みに加え、平成20年度からは大手企業も取り組み始めたことから、米粉の需要は増加傾向にあるようでございます。同じく飼料用米につきましても畜産物のブランド化による高付加価値化の推進、需給率の向上への取り組み意欲の高まりによりまして需要は増加しているようでございます。今回の経営所得安定対策の見直しによりまして、飼料用米と米粉用につきましても数量払いが導入されております。上限が10万5,000円というふうになされたところでございます。しかし、米粉用米、飼料米につきましてもいろいろな課題がございます。また第1に、事業者ニーズに対応した安定供給の構築、また多収米品種栽培技術の普及における反収の向上、圃場や共同乾燥施設のコンタミ防止、生産者と加工業者、いわゆる配合業者とのメーカーとのマッチング等が大きな問題だと思っております。今後は、生産者の所得の確保の上でもJAさん初め農業関係団体等によりまして品種の選定、栽培技術の確立、コスト、乾燥技術の確立、さらには乾燥施設の荷受け体制などについて検討に取り組む必要があるのではないかというふうに思っております。

### ○久原久男議員

佐賀県の場合、佐賀県でこの飼料用米が225ヘクタールというふうなことを聞いております。白石町の場合は作付面積どのくらいでしょうか。

### ○赤坂隆義産業課長

25年度実績については飼料用米についてはございませんでした。24年はありました。あともって報告したいと思っております。

### ○久原久男議員

次に、新明の住宅前の道路、農道のことですが、この町道格上げについて、この格上げの時期はいつごろかについて質問をいたします。

### ○小川豊年土木管理課長

新明の住宅前の道路は上手のほう为新明16号線、下手のほう为新明17号線として現在農道で管理をされております。もともと町道であったそうですけれども、道路整備に取り組むために農道に認定したと、そういうようないきさつがあるようでございます。町道の認定及び廃止につきましては、町が定める白石町町道路線の認定及び廃止基準というものがございまして、それに条件とか幅員、構造等の基準を定めております。この新明の道路につきましては、この基準に定める道路沿線に5戸以上の人家があり、生活道路として欠かすことができない道路であること、あるいは道路の付近が4メートル以上であること、側溝が整備されており、流末処理がなされていること、こういった条件をクリアをいたしておりますので町道として認定するのは可能であると思っております。

そのいつごろの時期かという御質問でございますけれども、今議会におきまして道路ストック総点検事業というものを予算要求をいたしております。これは町道の補修事業の基礎となる調査を実施するものでございまして、この路線をこの点検事業に乗せて点検を実施すれば、将来この路線を補修するときに国の補助が認められるというものでございます。この道路につきましては、距離もありますし、そして幅もあります。したがって、補修工事には多額の事業費がかかると思われまますので、町単独ではとても取り組めないと思っておりますので、補助事業でできればというふうに考えております。

したがって、今後早い時期に町道認定をお願いし、道路ストック総点検の対象にできればなというふうに考えております。

### ○久原久男議員

早いうちにこの格上げをやるということですが、その今住宅前の道路だけ言いましたが、お立ち台のあるところ、むつごろうのゴルフ場の脇ですね。あれから不動尊のむつごろうカントリーの前まで、あの道路についても同じような町道格上げができるのか。

### ○小川豊年土木管理課長

むつごろうカントリーの横の道路ということだと思いますけれども、条件はクリアできると思います。町道としての条件はクリアできると思います。

### ○久原久男議員

住宅前の道路と同じような町道に認定ができるということですね。できるだけ早く格上げできるようにお願いしておきます。

それから、この強度的なこともちょっと聞いておりますが、町道と農道との強度的な違い、また維持管理の問題があると思っておりますが、その辺について簡単でいいですから。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

新明のあの農道といいますか、住宅前のあの農道につきましては2 Aから4 Aが農免農道整備事業、1 Aから4 Bが県営のふるさと農道緊急整備事業で整備をされております。それで、この整備の目的が農業用資材の搬入とか、流通施設への集荷など大型車も通るということで基幹的な農道としての位置づけによって整備がなされております。それで、強度的にはもう町道と同等ということをございまして、その維持管理についても同様なものとして管理をいたしております。

以上です。

#### ○久原久男議員

この道路、新明側の新明の住宅前の道路にハナミズキという木がずっと植栽されております。何本か回っていますと枯れておるわけですが、このたびの堤防の植樹祭のついでですか、何かツツジが植えられたというふうに聞いております。この件はこの辺にいたしまして、新明、新拓のこの住宅裏の地沈水路、この道路管理について、管理道についてお聞きいたします。この道路は今現在砂利が入っておりますでこぼこしております。また、路面の崩壊、法面の崩壊見られるわけですが、ここは火災とかの非常時に非常にあそこに消防車を入れたりということも今までございました。そしてまた、そこで消防車が練り込んで放水できなかつたというふうなこともありました。これは五、六年前、10年近くなりますが、そういうこともございましたので、その管理道のことについて、管理道路を簡易舗装とか、そういうことはできないものか、その件について。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

御質問の地沈水路のここは農道でございませんで管理道路ということの位置づけでございませう。それで、ことしの1月22日に地元の新明及び新拓の区長さんから連名で要望書が提出されております。内容については今議員がおっしゃった内容となっております。それで、この御要望に対して緊急性、必要性を踏まえた判断によりまして適宜対応できればとは思っておりますけど、財政的にも厳しい状況にあります。また、この管理道路は延長も長くて事業費も多額になると考えております。現在、未舗装の農道は全体で約25キロあります。それで、どこの地区においても早期の舗装整備の要望が上がっておりますので、この御質問に合った要望箇所についても、一応消防関係でのということをございませうので、防災担当課、または県などとも協議しながら、補助事業があれば補助事業、そこら辺で調査をいたしまして、今後計画的な整備ができるように検討を行っていききたいとは考えております。

以上です。

### ○赤坂隆義産業課長

先ほど久原議員さんの質問の中で飼料用米の作付面積ということでちょっと保留していただきましたのでお答えしたいと思います。

25年度については作付面積はゼロでございます。24年度が実績といたしまして1件です。面積が3万3,196平方メートルです。23年も1件で4万8,667平方メートルとなっております。

以上です。

### ○白武 悟議長

これで久原久男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

14時18分 休憩

14時35分 再開

### ○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

### ○内野さよ子議員

本日、一般質問の第1日目の4回、4人目ということで大変眠い時期かもわかりませんが、最後までよろしくお願いします。

先日からずっとオリンピック放送が行われて日本中が沸き立っていました。また、間もなくパラリンピックも始まりますけれども期待をするところです。中でも日本中を沸き立たせたのが羽生選手じゃなかったかと思いますが、彼がよく被災地のことを話していました。間もなく本当被災地のあの苦い、つらい思い出が3月11日という日がやってきますけれども、本当最近ではテロとか世界中でも、それから日本の中でも通り魔の事件が起きたりして悲しい出来事が起こっています。本当にこんなことがないように世の中がなればいいなと思うところですが、本当悲しい出来事ばかり起こっているようです。パラリンピックでまた日本中が沸き立つといいなというふうに思っています。

では、本日は1から3までということで身近な問題として取り上げていますので、お答えをよろしくお願いをしたいと思います。

まず1点目に、土砂などの埋め立て等に関する条例策定についてということでお尋ねをしているところです。

このことについては白石町において土砂の埋め立てや山積みに対しては条例の規定がありません。このため、安全面であるとか環境面に配慮のない盛り土による周辺住民の方が危険にさらされることがあるということで1点目お尋ねをしています。身近に役場の中でも相談を受けたりされていることもあるでしょうが、条例がないために解決が長引いたりとかすることも多いのではないかというふうに思います。

まず1点目に、これまでに安全面に配慮のない盛り土の事例があると思うけれどもということでお尋ねをしているところです。この条例の規定がありませんけれども、

一方では土砂の採取、私は盛り土ということで埋め立ての部分ですけれども、採取については例規集を開きましたところありました。この条例は森林法のもとで法律のもとに準拠し、土の採取に伴う災害及び生活環境の破壊の防止を図りというふうに書いてありますので、多分この条例については掘る、とるほうの採取の条例ではないかというふうに思います。条例の145号に示してありました。そういうことを思いましたら、その土は必ず採取をしましたら必ずどこかに埋めるということになりますので、町としては埋めるほうまできちっと責任を持つ必要があるのかなというふうに思い、今回質問をしているところです。

採取にしても、埋め立てにしても、これらの事業に関しては事業主でありますとか、あるいは施工業者でありますとか、または土地所有者の責任と義務というのが明確にされるべきだと思っています。明確な決まりがないために、地域の方があらおかしかねと思っています町としても管理もできないし、また地域住民の方が相談をしてもどかんやったかねというような簡単に解決できるものはいいと思いますが、それが長引く、先ほども言いましたが長引くようなことがあると思います。

例えば安全面に配慮のない盛り土というふうに先ほども言いましたけれども、土砂の崩れ落ちがあったり、これに関しては例えば密集地帯であればここに盛り土をしているはずだったのに隣まで崩れ落ちていったとか、あるいは山間部へ盛り土をされたとか、捨てに行ったり、捨てるというのは語弊があるかもあるかもわかりませんが、行ったとして山べたにある家にその土砂が崩れ落ちたとか、そういう土砂の崩れ落ちというふうなものもあると思うんです。ひどいところになりますと、有害な物質がその中にまざっていたりすることもあるかもわかりません。よく全国的には今回調べたところいろいろありました。カドミウムがまざっていたとかヒ素がまじっていたとか、白石町の管轄内でしたら、そういう工場もありませんので心配ないかもわかりませんが、そのほかにもそういう有害な物質でなくても、瓦れきとかコンクリート片とかいろいろなものがあるわけですね。そういうふうなことを思います。先ほどの例からいうと健康被害もひょっとしたらあるかもしれない。そういうふうなこともいろいろ考えています。これまでにすぐ解決するものもあつたかもわかりませんが、解決が困難で苦情、問題が発生することもあると思つています。この点については、また私が思うのには建設課とか、あるいは生活環境課とか水道課もあるかもわかりません。そういうふうなところでそういうふうな事例がありましたらお尋ねをいたします。

### ○岩永康博建設課長

安全面に配慮ない盛り土の事例があると思うがという御質問にお答えをいたします。

3町合併以来毎年多くの公共工事を発注してきました。建設発生土の盛り土では平成23年に水道工事会社の残土処分地で苦情相談が2件あっております。道路整備の建設発生土による苦情等は今までありませんでしたが、ことし1月に残土処理の苦情があつております。工事の施工に当たっては事前に施工計画書を提出し、建設発生土管理チェックリストで土量、処分地、運搬距離、経路を明記するようになっております。ことし発注の道路改良工事で建設会社1社がこの施工計画書に明記をしてない自社所有地に処分し、地域住民の方々とトラブルを起こしております。早急に会社の代表者

と現場代理人を呼びまして、適切な地元説明会等を開いて苦情処理に努めるようにということで現在指導をしております。

処分地は住宅の密集地でありまして、搬入道路も狭く、周辺の住民の方々への事前の説明会等もないままに施工をしておりました。地元の区長さんが県へ相談されて、2月17日に地元の代表者、それと県の循環型社会推進課、それと町の建設課、生活環境課、それと施工業者が現地でこの対策の協議をしたところです。今後、町としましては工事発注に当たっては工事現場だけでなく関連した、この残土処分地等の事項についても現地を確認して適切な工事監理に努めたいと考えております。

#### ○内野さよ子議員

あとは建設課だけで。

#### ○荒木安雄水道課長

水道工事でどのような事例があったかという御質問でございます。

平成23年3月に残土置き場、盛り土による家屋の被害と同じく平成23年4月に山間部に大量の残土搬入による土砂災害の不安ということで2件の相談がっております。町では現場を確認し、関係のあった2業者に対し、隣接する家屋や周辺住民に迷惑がかからないよう残土を別の場所へ搬出するよう指導を行ったところでございます。現在では整地をされ、安全面、環境面でも問題ありません。

以上です。

#### ○内野さよ子議員

建設課で2件と水道課というふうな事例をお話をされました。こういうふうな場合も今回は条例をつくったほうがいいのではないかと質問をしているところですけども、ある程度は全体的な一般法的なもので解決をされたり、道義的におかしいんじゃないかということで解決をされていると思いますが、本来ならば先ほど建設課長が言われたようにこういうふうな点にも注意をして、今後はやっていくような方向でというような話があったところでした。先ほど話されたのは密集地帯であったということでありますので、先ほどの話では全然それから行きますと行き先、その残土がどこへ行くのかということは聞いてはいらっしやらなかったわけですね。

#### ○岩永康博建設課長

施工計画書に出ている残土処分地については別の場所で、それで一応距離的には同じ距離でありますけど、それで町としてはあくまでその施工計画書に載っている処理地に処分、一時仮置きなり処分されるものと考えておりました。それで、今回地元から急にここに泥があるということで町としてはびっくりしたわけですけど、本来はそういうふうに変更がある場合は工事打ち合わせ簿という書類があります。それで事前にお互いに確認して処理するというふうになります。その書類も出ていなかったものでちょっと確認がおくれたということです。

## ○内野さよ子議員

この採取の条例を見ますと一応申請書という形で届け出をされるようになっていきます。それによりますと、やっぱり相手の盛り土をする場所等を書くところがありません。ただ、変更についてはその業者が守っていなかったということを今お尋ねをしたところです。そういうふうなことで、地元の方がそれも私も聞いて地元の方が本来は50センチぐらいということでありましたが、もう高いところでは1メートルぐらい積んであったりしたところもあり、中を見ますと瓦れきであったり、コンクリート片があったり、いろいろ目に余るものがあったのでということで今回相談をされたのではないかなというふうに思っています。結果的にはこういうふうなときには盛り土の、この盛り土といいますか、埋め立てに関する条例策定までこぎつけて町としてはされる思いがあるのか、その点についてお尋ねをします。どちら、条例等の策定についてはどうなのか。

## ○杉原 忍副町長

私生活環境課長を兼務しておりますので、生活環境の立場から答弁をさせていただきますと思います。

先ほど議員おっしゃいました土砂等の埋め立てに関して環境に影響が生じることなどにつきまして県のほうで佐賀県環境の保全と創造に関する条例というのがございます。その中で大気汚染とか騒音とか地下水とか、そういう全体のことを規制している、記載している条例がございます。その中に土砂等による埋め立てに係る環境保全についてという記載事項がございます。議員おっしゃいました義務の明確化についてということでございますけども、その中に条例、事業者等の責務という欄がございます。事業者等——あの運搬してくる人たちですね——が土砂等による埋め立てを行う者は当該土砂等による埋め立てに用いた土砂等の飛散流出等に伴う生活環境への影響を生じることがないように努めなければならないというのが事業者等の責務と。それと、土地所有者の責務というのが別がございます。土地所有者につきましては、土砂等による埋め立てに伴う影響がないことを確認しなければならないというのが土地所有者の責務でございます。そういうことに従えない場合は勧告といたしまして勧告をいたしますけども、土砂等による埋め立てに伴う影響が生じ、または生じるおそれがあると認められるときは埋め立てを中止し、または土砂等による埋め立てに伴う影響が生じないよう必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるというふうな県条例がございます。基本的にはこの条例で対応するというふうに考えております。

以上です。

## ○内野さよ子議員

さきに戻るとと思いますが、建設課長にお尋ねをします。この場合、土砂の量が大変多かったということも私も感じているんですけども、こういった場合に説明という言葉在先ほどおっしゃいましたが、説明をしていなかったとか、調査を事前に行っていなかったとかという、そういうふうな問題が出てくるとと思いますが、この場合その県

の条例に従ってするとしたら、例えば事前に調査をしておく必要があったと私は思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○岩永康博建設課長

建設残土の土砂置き場で事前の調査というのはほとんど仮置きが多くて、永久的にそこに置くという場合は非常に少なくなっております。それと、土質についても軟弱なところと山間部のかたいところとかいろいろあって、土質係数と言いますが、それがさまざま、町内さまざまな条件です。それを土砂を一時仮置きするから全て調査しなさいという義務をつけるというのは非常に厳しくなると思っております。それで、そういうふうな基準を定めたところ、事前にまた密集地で事前に家屋調査をするという条件も土木工事とか建設工事でするときは30メートル以内は家屋の事前調査をするというふうな状況もありますけど、土砂でそういうふうな家屋調査をするという基準とか、もうちょっと今のところはないということで、それでそういうふうな基準もありませんので、ちょっと今の状況ではそういうふうな調査はしていないということです。

#### ○内野さよ子議員

何でもそうですけれども、品物を工事をやるときにはいろんなトラックが行ったり、トラックが余りにも多かったために道のコンクリートとかアスファルトがゆがんだりとかへこんだりとか、そういうふうなことはよくありますが、こういうふうな密集地帯であったということで家屋の周辺の方々が大変迷惑をされているというような条件とか、いろいろあります。そのようなことでいろいろ事例事例によって違うと思えますけれども、今回の場合は県の条例に従って環境とか、そういうふうなものも見て全面的に見て解決をして皆さんで和解をなささいというようなことと捉えていいんでしょうか。

#### ○杉原 忍副町長

今度また地元の方と3月に地元調整説明会をされるというふうに聞いておりますんで、その中で地元と業者さんの間で話し合いをされるもんだというふうに考えております。

以上です。

#### ○内野さよ子議員

町長はこれまでずっとそういうふうなものに携わってこられたと思いますが、事例的にひどいものからいろいろ段階的にもあると思いますが、こういうふうなものも私はちょっと身近にぱっと職員の皆さん方も町の条例があるのでこういうふうなことについては従ってもらわないと困りますよというようなことでそういう盛り土をするときの届け出書とか、本当はあったほうがいいのかないのかという気がしていますが、町長としてはいかがですか。

## ○田島健一町長

公共事業工事に伴って発生いたしました残土でいろんなトラブルが生じたということ、このことをございますけれども、一般的に申しますと先ほど言います副町長が申し上げましたけれども、佐賀県環境の保全と創造に関する条例というのが県にあるわけですけれども、それ以前の問題として例えば具体的に申し上げますと、うちの白石町発注の工事を請け負われた方と役場との関係、そしてその業者さんと地元の関係というのが明確になっているわけをございますけれども、建設業法とかいろんな建設の関連の条例や法律あたりで地域住民の方たちに迷惑かけてはならないというのがもう大前提にあるわけですね。そういったところで、先ほど建設課長が申し上げましたように施工計画書というのをまず業者の方は発注者に提出するわけをございまして、こうやってやりますこうやってやりますということですね。その中に地元対策についてはこうします、残土処分はここに捨てます、その盛り土の形状については50センチぐらいにしますとか、あと雨が降っても流れ出さんごとしめますとか、いろんなことを施工計画書に明記するわけをございますけれども、この件につきましては先ほどの課長の答弁にもありましたように施工計画書に書いとったものと違ったところに持っていったと。それがまた人家がたくさんあるところに持っていったと。そういうことで、ちょっと通常の業者さんと役場との関係を逸脱したところがあったんじゃないかなというふうには私は思えてなりません。一般的に条例をつくって何かを届け出をせんばいかんとかなんとかじゃなくて、まず一般論といいますか、常識論といいますか、そういったところで今まではやっていたというふうには思っております。

だから、少し私たち役場としても建設業者さんたちにもその立派な方もいらっしゃると思いますでしょうけれども、まだまだ建設業を行って日が浅いという方もいらっしゃるかと思います。そういった方たちにも、そういった建設行政といいますか、そういった行政的な指導もしていかにやいかんとじゃないかなというふうには思っているところをございます。

## ○内野さよ子議員

そういうふうなことでありますけれども、役場の職員の皆さん方も今建設課長そう思いがあつてずっと長年されている、町長も。でも、職場というのはずっとかわられますので、そういうふうなことはきちきちとあとの方たちに残すような配慮をずっとしていく必要があると思います。この採取についている条例の中に、あるいはそういう相手にどこに持っていかとかということの中にその違うところに持ってきたという公共的な事業が1つ入っていますよね。公共的な事業の残土だったということが大きな欠点ですが、公共的なものでなくても、あるいはもっとこれよりも対処の仕方が悪い場合もありますよね。そういうことも含めまして今回は県の条例に従って行うということでしたが、今後気をつけられてきちと対応して、残土については課長の皆さん方はわかっているかもしれないけれども、庁内皆さんがわかっているといけませんので、そういうふうなところの配慮を今後とも気をつけてしていただくようによろしくお願いをしたいと思います。

では、1点目につきましてはこれですが、2点目に移りたいと思います。

2点目につきましては、農地・水・環境保全活動事業についてということでありまして、組織解散をされたというところがあって、原因がこれにはあると思いません。他組織等の現状もあわせてどのようになっているのかということまで質問をしているところです。

農地・水・環境のこの活動事業につきましては平成19年に始められて大変よい活動であるというふうに私も思いまして、この事業が長く続くといいな、最初5年でしたのでいいなというふうに思っていたところでした。今やもう7年も経過をしているわけですが、今回予算書の中にも上げてあります。地域資源の質的向上を図る共同活動ということで昔の名前ですが66地区、新しい名前になって多面的機能支払交付金、資源向上支払（共同活動）事業というふうになっていて、とても長い名前になっていて、この名前は どうしてこうなったというところになるととても答えにくいと思いますが、これは今回また新たに26年度の予算書にもありましたが、予算措置として来年から創設をされるというような農地の維持支払い制度と合わせてセットということになっています。それで、今回もその先ほどの事業も合わせて66地区、この事業もなっていることになりましょう。そして、この2つの事業と、そして施設の長寿命化ということで、これもちょっと名前が複雑で多面的機能支払交付金（長寿命化）事業というような名前でこの事業は予算書の中に49地区というふうに書いてありました。各組織については計画でありますとか、運営、作業全般にわたって行っているやいまして、地域住民の皆さん方が一体となられてやっておられるというのがこの最大のメリットではないかなというふうに私自身も思っています。規模の大きさとか事業の補助金もそこそこそれぞれ違いますけれども、大変熱心にやっておられます。この事業によって、効果として農地や農道、農作業用の用水等の保全の管理が充実して地域の環境保全が大変よく守られているようになってきたのかなと7年たつてつくづく思っています。それには、毎年の点検活動をやっているやいまして、ここがこうとか、ここは去年していなかったからとかということでも毎年の繰り返し積み重ねがここまで来たのかなというふうに思っているところです。

しかし、小規模で運営が厳しくてやめたいという地区が出てきたと、去年の予算のときに言われまして、本当事務の処理というのは大変煩雑で複雑であるのでそういうふうなところもあるのかな、あるいは人材が事務をする人がいなかったのかなとか、私自身はいろいろ思っています。この組織解散をされた地区もあると聞いていますけれども、原因がやっぱり大きな原因があると思えます。地域皆さんの意見がまとまってなったことですので、それらについての原因は最大の原因、小さな原因とかいろいろあるかと思いますが、お願いします。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

御質問は組織を解散された原因があると思うがという御質問でございます。

第1期対策終了時点で農地・水・環境保全活動を行っていた61組織のうち、この活動を終了した組織は2地区でございます。活動を終了された理由を聞き取った結果としては、まず最初に1つ目ですけれど役員のなり手がいないと、まずこれが一番の原因だと思います。それと、事務作業が多い、または困難であると。1期ではかなり事務量が

多くて大変な作業でしたので、それを踏まえて2期からはかなり簡素化はされてはおります。それと3つ目に、担い手が不足をしているということというのが理由だということでありました。この事業を実施することによりまして、保全活動に対する町民の意識の向上が図られ、地域づくりの話し合いやリーダーの育成などによる地域社会、つまり集落機能の活性化が醸成されていくということだと思いますけど、構成員の高齢化が進む組織については事業推進におけるリーダーの確保、または非農業者などの参画が困難になりつつあるという組織もあるようでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議員

そういったことで先日もちょっとお話をしたわけですが、運営規模を少し拡大をしてまとまった形になって事業を運営をしていくとしたらどうだろうかということもちょっと言ったことがありますけれども、この一覧表の説明もしていただいけませんので、こういう一覧表を見て大きい規模とか小さい規模とかもありますので、その点について説明をお願いします。

### ○嶋江政喜農村整備課長

資料の内容についての説明ということでございます。

一番左側が組織名となっております、平成19年度から本年度の平成25年度までの各組織の取り組みされている農地面積と交付金の一覧表でございます。おのおの説明するというのはちょっと時間かかりますので省略させていただきますけど、2地区については当然25年度に空白になっているところが終了されたということになります。

1地区はその24年度ですか、24年度か25年度に空白になっているところがやめられた組織でございます。それで、その19年度から25年度までの合計といえますか、活動交付金にしますと共同で10億7,347万6,000円という交付金が来ております。それと、向上にしたら2億8,642万8,000円、もうかなりの活動事業費が来ております。このような補助金がいっぱい来るような事業はなかなかございません。地域にこのような事業費があるということは大変いいことだなと思って、今後ちょっと26年度から制度的に変わりますが、基本的には内容は一緒だということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

ということで説明をしていただきましたけれども、大変大きなお金が来て、この活動が行われているということで、その効果も十分出ているのじゃないかなというふうに思っているところです。

この2点目に書いていますが、運営規模を拡大した（校区規模程度）というふうに組織への変更はできないのかというふうに考えています。私はこれくらいになればやりやすいのではないかなというふうに思い、その思いをなぜ思ったかという、実は福富地域が大変大きな組織でうまく今2年ほどたっただけですが、大変事業

の推進状況もいいと聞いていますし、規模が大きくなって役員のなり手がなくなるといふふうには先ほど言われましたけども、こういうふうなことで大変いいやり方だなといふので福富方式と私は自分勝手に決めているんですけど、この方法もいいのかないといふふうには思いました。けれども、反面、これだけ規模が大きいですと金額を見ますと見せていただくと4,600万円のお金が福富地域はあるということで、お金が大きいといふことは規模の中身が、事業の中身が大変大きくて会計も大変だろうし、会計監査も大変だろうし、いろいろあるんだらうなどと自分自身でこの表を見ながら思ったところでした。

まず、このそういうふうなこのくらいの規模になればいいだらうなと思いましたが、実は私が住んでいる須古でこの表から計算をしますと526ヘクタールありました。金額にしてもかなりありますが、須古で14地域ありまして、526ヘクタール、福富を見てみますと1,371でした。大変規模的にも福富は大きいなというのを感じているところですが、こういう福富方式に、勝手に福富方式と言っていますが、福富のような方式になった経緯というのはどういうところから来ているのか、御自分たちで率先してこういうふうにはやっていこうと多分決められたんだと思いますが、まさか役場が率先してされたということはないと思いますが、経緯が何かあればですね。ただ、ほかの地区を見ると一度こういう自分たちの取り組みをずっと長年5年も6年もやっていて大きな組織に変更するというのはとても厳しいだらうなと思うことがあります。そういった意味で変わるのもう難しいだらうなといふふうには思いますけれども、ひょっとしたら先ほど言われた役員のなり手がなく、リーダーのなり手がなく、事務の作業がとこととなりますと、ちゃんとした事務の方を雇えるとか、いろんなことのメリットはありますが、逆に言うとデメリットも、私が先ほど最大のメリットと言った地域の方々が協力をし合って一つ一つつくり上げて点検活動をやって、地域の人たちが農業でもない人たちも一緒にやっていくといふ、この作業のメリットが少しは壊れる部分もあるのかなと思っておりますが、何か最大の福富のこの方式もこういう経緯が何かありましたらお答えをお願いします。

### ○嶋江政喜農村整備課長

一応この平成19年度にこの事業が始まったわけですけど、当初町内の活動組織が基本的に集落単位で組織化をされたということです。また、24年度からの2期対策についても同様に集落単位で組織化されているということでございます。なお、議員御質問のとおり24年度より新規に取り組みされた組織のうちの福富地区については旧町の単位で一本化されたという活動組織でございます。この経緯と言いますが、一応土地改良施設の維持管理事業についてはこの地区だけが国造と言いまして、その事業でやられた関係上、その事業に当たっては福富の水利組合等がありますけど、そこでよくお話し合いをされていたということでございます。それで、この国造事業をやめてこういうせつかくいい農地・水の事業がございまして、それに切りかえるということになりまして、それならもうどうせ水利組合もお話し合いもよくされていたので旧町の福富地区を一本化して組織化しようということで組織化されたわけでございます。そういう状況でございます。

## ○内野さよ子議員

先ほど課長のほうから本来集落単位でという言葉が言われましたけれども、集落単位であってももとの福富地域の水利組合、その単位でやられたというところがいつも一緒に作業とか仕事をされていた関係からこういう経過になったのかなというふうに今思ったところでした。私が1人の想像ですけども、全国的にも珍しいのじゃないかなと。普通は今までは本当集落単位で行われていたから、そういうふうなことも思っていますし、金額もえらい大きいとか、いろいろ思っているところです。

そこで、もし例えば大井地区、これも名前を書いていますので地区名も言っていました。大井地区なんかも私の住んでいる地域よりも金額的には少し大きくて規模的にも大きい地域だったと思います。それでも役員のなり手がなくて、人材がいなかったというふうなことで結果的になっていました。もしもこの地区がほかの地域に相談をされて、例えば横の連携からいくと横手地区とかいろいろありますが、そういうところだったら人材もいたかもしれないとか、いろいろ役員も一緒に交代でやればよかったかもしれないとか、いろいろ思っています。そういった意味で途中から合併とか、そういうふうなことはできないことはないんじゃないかとか、自分でいろいろ判断をしたところでした。そういうことで、今後やめるところがあったら大変だなというふうに思いました。というのは、予算書にもありましたが、全部の地域合わせて5,091ヘクタールということで、あとの白石町については6,000ヘクタール弱ほどありますが、1,000ヘクタールぐらいの地域がこの事業に乗っていないということになって、少しずつこういう解体する組織が出てきますと、せっかく地域のそういう盛り上がりのようなものがなくなっていくのではないかとというふうに懸念をしているところです。そういった意味で、そういう相談を受けたときにそうですかではなくて、何かいい方法を考えられてもいいんじゃないかと考えて助言をする何か手当てがないのか、そういうふうなことを思っているところです。課長、どうでしょうか。

## ○嶋江政喜農村整備課長

統合の御質問ですけど、確かに既存の組織を統合して広域化するということは広範囲の中で活動計画を策定することができるということです。機能診断に基づいた計画的な事業の実施、または各活動時における人材確保が容易になるというメリットがあると考えられます。また、組織統合においては各組織の合意に基づき連携をしていかなければできるものではございません。それで、そのサポートといいますか、まず広域的になりますと円滑な事業推進を図るためには例えば旧組織単位ですね。福富みたいに、福富と言われているので例にとりますと、支部を設置して組織化すると。それで、全体における各支部の実施計画を立てていただくということだと思います。ただし、かなり大きくなった場合でも、例えば問題もあると思います。例えば支部で計画されていた事業等が逆におくれると。よそを優先してちょっとほかの地区に事業が回ったとか、そういうことも考えられると思います。それと、会計の管理。議員おっしゃったとおり会計の管理、それから日報の取りまとめなどの事務量の増加が考えられるということです。それで、このサポートということでございますけど、当然この

中には広域化することによってそのいろんな面の問題とか、今言ったように事務量が增加するという事で事務の一部を委託に出すとか、そういうこともできますので、そこら辺は町としてもサポートしていかなくちゃいけないのかなという事で考えてはおります。

#### ○内野さよ子議員

福富の事例から支部とかそういうふうなこともおっしゃいましたが、福富ほど大きくならなくても、例えば先ほどの地区の予算でいったら例えば100万円でも200万円でも小さい組織でも二、三カ所でも統合できるような、そういう助言の仕方とか、あるいは先ほど事務の委託とかというふうなことを言われたわけですが、実際事務の委託というふうになりますとどういうふうにされるわけですか。今、思いつきですか。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

思いつきで答弁をされたということでございますけど、思いつきではございません。例えば何集落かが例えば広域化をやるということになったときに、例えば農協のほうに事務会計を委託をやるかです。それから、地区内にいない人、誰か会計に詳しい人を雇ってその人に事務委託をするという方法もあるかと思えます。

#### ○内野さよ子議員

失礼しました。もう冗談ですけれども、本当そういう方法もやり方もあるのかなというふうに思っていますので、今後もし出てきたら本当せっかくのこういういい政策ですので、そういう助言の仕方とかやっただいて、推進をしていただくのがいいのかなというふうに思っているところです。また、本当例えば私は須古に住んでいますので須古校区の皆さんたちがまとまって、まとまってでくるんならば一緒になろうかとかという話し合いが例えばもうすぐにはできないでしょうけど、5年後とか、そういうふうになるとしたらなれるものなのか。どうでしょうか。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

広域化をすぐにできるかという話でございます。

来年度から事業名が変わりまして再度総会等をしてもらわなくちゃいけません。それで、時間的に今からとなるとなかなか余裕がないと思います。それで、例えば今年度は例えばの話なんですけど前の集落単位でやって、1年かけて途中ではできませんので来年度に向けて組織化をすると、広域化でやるということであれば1年かけていろんな問題があると思います。そこら辺を調整しながら広域化ということはできるということですので、そういうお話し合いをさせていただきたいと思えます。

#### ○内野さよ子議員

現実には非常に難しいかなと思います。私もこういう話をしているのは自分もそう思っているし、ほかの方、二、三人から言われましたので、みんなが思っているわけではありませんが、そういうふうにならざるに将来的になるとしたら総会とかいろんなステップ

をしながらしかだめだと思いますが、できないことはない。皆さんの意思が疎通をすればですね。ということだと思います。そういうふうになれば町としてもやりやすいとは思いますが、先ほどからも言っているように最大のこの事業のメリットは非農業者とか農業者の方々が一緒に作業をやるという最大のメリットのところも崩れる可能性もあるので、そういうところを大事にしながらこの事業の推進ができたらいいのではないかなというふうに思います。この質問と少しきょう質問のあれに上げておりませんが、実は1つ思っていることがあります。この今回新しく新設をされた措置の部分、農業者でもなくてもよいという新しいこの事業ですね。多面的機能支払交付金、維持支払事業という、この支払い制度の新しい事業については農業者でもなくてもよいという括弧書きが入っています。それをその意図するところは何なのかというところがありましたら。本当はこれはセットでずっと行くということになりますので、同じ組織がずっと一緒に進むということになります。それはしなくてもよいことだとは思っています。わかっていますが、それをする意図としたところはこの農業政策の中でどんなこと、どういうふうな意味があるのか。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

多面的機能支払いの農地維持支払いについての御質問です。

議員おっしゃったのは、農業者ができないということではなかったけど、この事業は逆に農業者だけでできます。要するに通常今までしてた農地に隣接する水路の畦畔等の作業とか、泥土上げとか、農道のちょっとした草刈りとか、そういう事業に対しての事業ですので、これはあくまで農業者だけでできる事業です。もちろんその農業者だけじゃなくて入れて活動はされていいですけど、あくまでこの事業については農業者だけでできるという事業です。

#### ○内野さよ子議員

もともと農業者の皆さんが田頭を草刈りをしたり、そういうふうなことをやっていらっしゃるの、そういうふうなことも含めて全国的にはこういうそれだけのところも出てくるのかもわかりませんが、そういうふうなところの国の意図とする狙いがそこにあるのかもわかりません。ということで、できないことはないという答弁をいただきましたので、そういうことを聞かれたらそういうふうな方向とかきちっとした段階を踏めばできないこともないのではないかなというふうに考えたところです。

3点目に移りたいと思います。須古隆城の調査状況についてということです。

須古隆城については平成25年から26年度には県下全域の調査が終了すれば国や県の指定の判断が決定されると聞いていました。調査の状況は今どのようになっているのかということで、25年度には終了する見込み予定ということを知っていましたので、もうそろそろいい結果が出るのかなと思って今回質問をしています。

須古隆城という字を私は今回は高い城というふうには書いていますが、もともとは隆城という名前は隆盛の隆でこざとへんの龍造寺隆信の隆を書くことが多いです。そのこともあります。歴史的には資料を見ますと1350年南北朝時代に古文書の中の資料にこの隆城というのが出てきているということです。1400年代には平井氏という平井の

氏ですね。平井氏という方が名前が出てきまして、その平井さん、平井氏という人が龍造寺隆信に攻められて、その後は1574年以後は龍造寺隆信が居城としていたようです。

そこでびっくりしたのが、その調査のあった後に平成19年に調査が杵島地区もあったということで、その後20年には須古隆城の現地の視察と、それから現地の報告会、成果報告会というのが総合センターで行われました。そのときの結果が見学会が行われたんですけども、北九州の歴史上の中でも最大級の位置を占めているということでした。最大級ということですが、そのときの資料です。その中の資料を読みますと、戦国大名の典型とされる龍造寺隆信の絶頂期の居城であり、事実上の九州、北九州の中心地となる経緯を持つなど卓越した歴史的な背景を備えている。戦国期の平山城としては県内最大級の規模を誇り、中心部はほぼ完存状態に近い中世の九州における建築土木築城技術の最終到達点の実態を備える極めて貴重な文化財であり、佐賀県はもとより西日本の代表的な戦国期の城郭の一つであるということで、北部九州の佐賀、長崎、福岡の中心部と考えてよいというような、そのときの報告がありました。すごいお城が、私たちはもう普通隆城隆城と言って蛇のおっけん上らんがよかとか、いろんなことを言ったりして過ごしていたわけですが、平成20年にそういう報告がなされて大変びっくりしたところでした。

そのときに説明、きょう資料をいただいて資料請求をしていましたが、神埼、三養基から始められて、佐賀、多久、藤津、杵島とかずっと回って調査が行われているということで、その時点で多分600ぐらいあるというようなことの報告がありました。その後今回その後どうなっているのかということでお尋ねをして資料も請求をしましたので、資料についてのお答えをお願いします。どういうふうな状況なのかということですね。

## ○本山隆也生涯学習課長

佐賀県が国庫補助を受けながら行いました、現在も行っております城館調査の状況についてであります。

要求資料をごらんいただくように年次展開図を県が作成しておりましたので、引用させていただきます。現地調査の年次と、それから現地調査の場所、それから調査対象数、それから報告書の作成計画と書いてございます。

杵島地区に20年ということを書いてあります。ここに須古城ほか含めて白石地域23カ所ぐらいあったかと思いますが、23地区がこの中に含まれます。それで、25年に下の段ございますように報告書、県西部白石町、今年度ですね。今年度に報告書がなされるかと思いますが、それで、16年度にかけて調査を継続しつつ報告書を刊行する計画となっております。白石町を含む杵島地区は調査も進み、当初予定されていた62カ所を大幅に超え、120カ所以上が確認されています。今年度中に杵島を含む小城、藤津地区の報告書が、また26年度に第4集として西松、東松浦の報告書ができ上がる予定です。

下のほうに書いております米印のとおり、報告書の作成が終了した後、平成27年度に重要城館の遺跡を選定、県及び文化庁との協議により国遺跡指定などの具体的な保

存方策や活用方針の検討が行われる予定です。

以上、お城についての説明は以上です。

### ○内野さよ子議員

そのときの報告会によりますと25年度で終了して間もなく26年度にというふうなことで、実はこの質問は私も平成20年6月だったか、1度しています。そのときの答弁としては、そのときの質問の内容が調査結果が出る前に少しは公園化のようにして整備をされたらいかがですかというような内容でした。そのときの答弁では、いや調査結果が終わるまで余分なお金は使わないでとは言われませんでした。お金をなるべく使わないで結果が出ると何がしがあるのでもそれまで待っていただきたいというようなことでありました。この今、須古城は草はりとかをしてあります。草はりとかしてありまして誰が管理をしているかといいますと、須古城小学校のPTAの皆さんがされています。PTAの皆さんが大体学期ごとに上まで上って草払いをしてされています。このごろ土曜日でしたか、ことしは何年ぐらい、何回ぐらいされましたかとお尋ねをしたところ、3回、4回されましたというふうにお尋ねをしたところ、ことしは草が多くて10回したと言われました。10回をしたって、それだけやっぱり須古の人の意識があるのかどうか、契約のお金の内容とかも全然わかりませんが、多分委託契約か何かされているのでPTAの皆さんがされているんだと思います。

そういった意味で、本当ならば課長はその調査の報告が25年に白石町が25年に出ている調査報告がというふうなことでしたので、大体どのぐらいの位置づけにあるのかとか、少しどなたかはわかっていらっしゃるかもわかりませんが、私はそのときの報告会では北九州最大級と言われたので指定ぐらいになるのかなと本当は思っているところです。しかし、けれども管理の委託がPTAの皆さんがそれほどまでにされているとか、役場も御存じじゃないんじゃないかというふうに思いまして、それならば町でも年に1回ぐらいは少し手助けをしていただいて草払いとか現状は崩れていないかとか、いろんなことの判断をされるのに少しは訪れて見ていただくのもいいんじゃないかなというふうに思ったところです。

実は、そのときの資料を見ますと、この龍造寺隆信という生きた時代というのが1540年ぐらいなんです、今ちょうど黒田官兵衛というのがNHKで報道をされています。その黒田官兵衛さんが、官兵衛さんというのはおかしいですけど、黒田官兵衛が1540年ぐらいです。ちょうど織田信長が中央で活躍をしているときに北九州では龍造寺隆信が活躍をしていたんじゃないかなという、そういう同じ時代背景があるんだと思います。そのころにお城としては岐阜城とかいろんなものを見ると大変立派な石垣をしてありますが、こういった山城にしては石を積み重ねたぐらいで刻んでじゃなくて積み重ねたぐらいの石積みで大変貴重な石積みだという報告でありました。こういう写真をいただいたんですけども、それから井戸という跡が残っていたり、ここが井戸だったんだらうという跡が残っていたり、ここが虎口だったんだらうという入り口で、多分織田信長とか石、上まで上るとに道をずっと歩いていったようなああいふ映画の撮影があったりしますが、ここが虎口でここを歩いていったんですよみたいな道が残っています。そういうふうな、こういうふうなことから見るとやっぱり貴重

な財産ですので指定になるかもしれないので、やっぱりもう少し力を入れてほしいなと私は10回もしたということを知って少し町も力を入れてくださったらいいのかなというふうに思ったところです。その点について生涯学習課長、10回もされたそうですがどう思われますか。

### ○本山隆也生涯学習課長

大変須古小学校PTAの皆様、また近隣の有志の皆様で三近堂と申しますか、あの地域一体、それから小学校前のお堀あたりもいつも整備なされて感謝申し上げます。所管としましては生涯学習課の白石公民館職員も一緒になって清掃あるいは伐採等もやっております。大変感謝しているところであります。

### ○内野さよ子議員

課長も言われたんですけれども、須古小学校の前に城堀があります。もう堀が残っているのはあの部分の150メートルぐらいですか、残っている部分だけしかありませんが、昔は城堀がずっとその高城を取り巻いていたと、全部じゃないかもわかりませんが堀をめぐらせていたというふうなことを聞いたことがあります。そういったことで、その指定という、この資料の中に隆城のその指定が丸々まるのかどうかわかりませんが、東西560メートル、南北580メートルということを書いてあります。それが指定となると、その範囲が指定になるのか、指定という言葉はどういうふうに捉えたらいいのかというふうに思いました。

実はあの中には民家もありますし、須古小学校もあります。三近堂もありますので、いろんなことを考えると、それらのものが指定となるとまた大がかりになりますが、指定という位置づけはどういうふうに捉えたらいいのか、その点についてお願いします。

### ○本山隆也生涯学習課長

御質問の指定ということの説明でございますけれども、現在調査が進みまして、その後当然白石町からの申請によりまして県及び国の文化庁との協議になるかと思えます。それで、白石町が望む町民の皆様が望むところ、それから県及び国がここまですごいこれは遺構だということの範囲でございます。今、議員おっしゃられたとおり民地もあれば町有地もございます。それで、中心となる小高い丘の部分ですね。須古隆城の居城となる本丸といいますか、その部分はほとんどが町有地でございます。ですので、それは今後の協議になるかと思えますけれども、まずはというところでその本体部分をその範囲といいますか、その部分からでもという、これはまだこれからの計画でございますけれども、その部分から最初はその部分から、それからさらにその部分を足していけばどうではないかというふうな考えであります。一旦指定を受けると国、特に国指定になりますとそれぞれの現状の変更、私有地であろうがそのエリアがかかると当然国との協議ということになりますので、その部分との調整も必要になりますので、最初はまず恐らく国が考えておられるのは大きな内堀じゃなくて土手といいますか、あその部分はもう埋まってしまっておりますけれ

ど見えないところにお堀が外堀があったようであります。言われるように500メートル掛ける500メートルでも20町歩あたりの敷地といいますか、エリアになりますので、かなりの巨大な遺構というふうになります。佐賀城を外せば県内では恐らく最大規模の平山城というふうに聞いておりますので、まずはそこら辺からの協議になるかと思っております。

以上であります。

### ○内野さよ子議員

実際、指定とかになりますと公園化になって、大変管理ができてくるのかなと思って楽しみにしています。一方その小学校とか民有地があるので、そういうふうなところをちょっと今回思っていたところでした。そういうふうなことで公園化の範囲は誰が決めるのかということで、今それと指定の範囲と一緒にすけれども、それは地域の方々とか教育委員会とか、いろんなところで話し合いをして町有地であるのでやりやすいかもわからないけれども、今後のその決め方はそのときによるということに捉えていいわけですね。そのときのそこは除くとか、ここは入れようとかという判断をするのは関係者で決められるということになるわけですかね。

### ○本山隆也生涯学習課長

やはりその指定に関しましては県及び文化庁さんが入ってこられますというか、一緒に協議していくわけですので、その重要性との、それからまた町の関係者との調整ということになろうかと思っております。そしてまた、そのことが今言われたように地域の観光といいますか、そういったことにもその文化が結びつくような形になればと思っております。

### ○内野さよ子議員

先ほどちょっと途切れましたが、今管理をされているPTAの皆さんとか、城堀の清掃とか、あの中に草刈りとか、いろいろされているわけですが、それまでは地域の皆さんの協働活動でお任せをするにしてもいいと思っておりますが、教育長、去年ですね。ことし調査の概要が出たということで米印白石町というふうに書いてありますが、今の段階で結論を言うのは難しいですが、大したもんだなとかいろいろ感想があると思っておりますが、今の段階で教育長の判断としてひょっとしたらなるかもしれないとか、そういうのはどうでしょうか、期待は膨らみますが。

### ○江口武好教育長

この調査事業というのは文化庁の補助事業で行われていると。数年前に先ほどもお話あったように結構そういうものにもものすごく詳しいといいたいまいしょうか、興味がある方が集まられて専門家のお話、それがずっとあると聞いております。それで今までのこの調査の工程というのもいろいろあちこちあっておりますので大体26年ぐらいにある程度のあれで、そしたら27年度ぐらい、それからさっきのどのぐらいの規模で、あるいは公園化の云々ということでもありますけど、私は結構な、個人的なあれですけ

どかなりの価値のあるあれじゃないかなど。それで、そういうもので、そしてどういうレベルでどういうふうに指定がなされるのか、それはもう先ほどあったような国と、それから県、それからこっちの地権者と言ったらおかしいですけど、その辺の協議があるわけですけど、でもかなり文化財の観光的なあれでもまちづくりのある程度の一つの拠点といいたいでしょうか、そういうことにもなり得るのかなど。非常に子供たちにも愛郷心を培わなくてはいけないし、それから文化財行政の立場からもちょっと注目しているというようなどころでございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議員

もう本当に自然に過ごしている私たちは余り気づかないかもわかりませんが、実は法泉寺というお寺があります、須古にはですね。その法泉寺の中に木像でこれですが座っている龍造寺隆信の木像があります。こういうふうなこともあったりとか、子供たちのほうが余計知っているかもわかりませんが、こういうふうなところのひょっとしたら国指定になるかもしれないというような、わくわくするようなそういう文化財じゃないかなというふうに思っているところです。もう少し時期を待って期待をしていきたいというふうに思いますが、陰にはPTAの皆さんとかいろんな地域の方々がいろいろしよんさつとねというくらい見守ってほしいなというふうに思っているところです。ここの隆城に限らずいろんな文化財がありますが、西山清則議員もこの後文化財について質問をしてありますが、大事にせつかくの白石町の財産ですので見守ってほしいなというふうなことを思っているところです。

以上で終わります。ありがとうございました。

#### ○白武 悟議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第27号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

#### ○田島健一町長

本日追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第27号「財産の取得について」は、新有明漁港水産生産基盤整備事業に係る漁港施設用地として土地の取得をしたいので議会の同意を求めるものであります。

提案いたしました議案については以上のおりでございます。

詳細については課長から説明をさせます。十分に御審議賜りますようお願いいたします。

#### ○白武 悟議長

内容説明を求めます。

#### ○嶋江政喜農村整備課長

農村整備課から追加提案いたしました議案第27号「財産の取得について」御説明申し上げます。

財産取得の目的につきましては、新有明漁港水産生産基盤整備事業に係る漁港施設用地として土地の取得をするものであります。

場所は、白石町大字新拓140番地外20筆でございます。面積は2万7,007平方メートル、取得価格は3,780万9,800円です。

契約の相手方は、杵島郡白石町大字横手2186番地6、島ノ江廣子外20名となっております。

取得する土地の詳細については、議案に添付いたしております別紙をごらんください。

大字新拓140番地から164番地までの21筆で、地目は全て田でございます。地籍の合計は2万7,007平方メートル、地権者は21名となっております。

なお、1平方メートル当たりの取得価格は1,400円で、平成18年度及び22年度に漁港整備事業による漁港施設用地として取得いたしました価格と同じであります。

また、用地取得の位置については次のページをごらんください。

計画用地の選定に当たっては、用地の利用目的がノリ養殖用支柱、ノリ網などの漁具の保管及び補修などのための用地でございまして、利便性や造成後において周囲への環境の影響が少ない場所を考慮いたしました結果、計画地は漁港に近く、道路及び水路に囲まれ、また水産加工施設や既存の漁港用地にも隣接いたしているため、利便性、環境影響、管理面などにおいて最適な場所として選定をいたしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

10日は一般質問及び本日追加議案の議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

15時48分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月7日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭